

第6次福島町総合計画

(案)

令和5年11月17日時点

福島町

ごあいさつ

～元気で笑顔のあふれる福島町をめざして～

福島町は、北海道漁業のさきがけとして拓かれた津軽海峡と大千軒岳に抱かれ、四季折々の豊かな自然の恵みを受けて、先人たちが現在の“ふるさと福島”を築き上げてきました。

私たちは、先人たちが幾多の困難を乗り越えて、つないできた自然・産業・歴史・文化を誇りとして、未来を担う子供たちに引き継ぐため、まちづくり基本条例に基づき、まちづくりの主体である町民と、町民からまちづくりを託された議会・行政が一体となって共に創り上げる「協働によるまちづくり」を行っております。

しかし、日本の総人口がこれまで経験したことのない減少時代を向かえ、当町ではより厳しい状況が待ち受けており、地域の自主・自律を維持するためにも、町民一人ひとりが自覚をもって地域全体で、人口減少という荒波に立ち向かう覚悟を示す必要があります。

このような状況の中、平成25年度に策定した「総合計画の策定と運用に関する条例」に基づき、本町の新たな将来像となる「第6次福島町総合計画」を策定いたしました。

本計画は、まちづくりのテーマを「自然と人が織りなす“幸せ実感コンパクトな町”～持続可能なまち「ふくしま」を共に創る～」として、今住んでいる私たちが輝くことで、これから生まれくる子供たちへ、新たな時代をつなげていく、まちづくりをめざすものといたしました。

未来を担う子供たちの負担をできるだけ少なくするため、健全な財政運営に心がけながら、“まち”の維持・発展のため、まちづくりの基盤を成す人を育み、地域の産業を再生することで雇用を創出し、地域の宝である子供、子育てを地域全体で支え、今ここに住む私たちが、がんに負けないで一人ひとりが健康に暮らし、高齢者が安心していつまでも暮らせる施策を重点に推進してまいります。

最後に、第6次総合計画の策定にあたりまして、ご審議いただきました「福島町総合計画審議会」委員の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見・提言をいただきました町民の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和6年2月

福島町長 鳴 海 清 春



目次

序 論	1
1. 計画策定の背景と目的	3
2. 計画の位置付け	4
3. 計画の構成と期間	5
4. 時代の潮流と国の動向	6
5. 本町の現状	10
6. 町の特色	19
7. まちづくりに向けた住民意識	22
8. 今後のまちづくりに向けた課題	26
基本構想	29
1. 町の将来展望	31
2. 施策の基本方針	33
3. 計画の施策体系	35
4. SDGsについて	36
5. 計画の推進に向けて	39
基本計画	41
I. 産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり	43
1－1. 水産業の振興	43
1－2. 農林業の振興	45
1－3. 観光業の振興	48
1－4. 商工業の振興	51
1－5. 就労・創業支援の充実	52
II. 次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり	54
2－1. 子育て支援の充実	54
2－2. 教育環境の充実	56
2－3. 生涯学習の推進	58
2－4. スポーツの振興	60
2－5. 地域文化の振興と継承	62
III. 福祉・医療が充実し、互いを認め合えるまちづくり	63
3－1. 高齢者福祉の充実	63
3－2. 障がい者福祉と社会保障の充実	65
3－3. 健康増進と保健・医療の充実	67
3－4. 人権意識の高揚と男女共同参画の実現	69
IV. 安全安心に暮らせるまちづくり	70
4－1. 町の基盤整備の推進	70
4－2. 防災・消防体制の充実	73

4－3. 土地利用と自然環境の保全	75
4－4. 環境衛生の充実	77
4－5. 生活基盤の確保	79
4－6. 生活安全の確保	80
4－7. 地域生活を支える取組の推進.....	81
V. 持続可能なまちづくり	83
5－1. 協働のまちづくりの推進	83
5－2. 地域間交流の促進	85
5－3. 移住・定住の支援	86
5－4. 情報発信の充実	88
5－5. 行財政運営の推進	90
5－6. 広域行政の推進	92
資料編	95
1. 福島町総合計画の策定と運用に関する条例	97
2. 福島町総合計画審議会条例	100
3. 福島町総合計画審議会運営規則	101
4. 福島町総合計画審議会委員名簿	102
5. 計画策定における議会及び審議会の審議状況について	103
6. 用語の解説	106

序 論

1. 計画策定の背景と目的

本町では、これから進むべき方向とあるべき姿についての基本的な指針として、まちの将来像を示し、総合的かつ計画的な町政の運営を図る最上位計画である「総合計画」を策定し、国や道の動向にも注視しながら、それぞれの時代や社会の潮流に合った形で施策・事業を推進しています。

平成 28（2016）年 3 月には「第 5 次福島町総合計画」（以下「前計画」という。）を策定し、変化の激しい時代の荒波を乗り切る様々な施策・事業に取り組んできました。前計画策定以降、世界は様々な面で一層グローバル化※が進むとともに、情報通信技術についてはスマートフォンや AI※の普及等、さらなる高度化・デジタル化が進みました。その一方、新型コロナウイルス感染症※の世界的な蔓延は令和 2（2020）年から令和 5 年初頭にかけて医療や経済に深刻な打撃を与え、令和 4（2022）年 2 月に始まったロシアのウクライナ侵攻は、エネルギー・食料等において世界的なサプライチェーン※に大きな分断を生んでいます。

このような時代の潮流や世界的な動向に目を向けつつ、日本全体において、旅行・観光・宿泊業等では国内旅行やインバウンドの需要喚起、飲食業ではコロナにより落ち込んだ集客の強化と従業員の確保、製造業では国内生産への回帰、テレワーク※による多様な勤務形態等、アフターコロナ※や世界の不安な情勢を踏まえつつ経済活動を持続できるよう様々な取組が進められています。

本町においても、これまで推進してきた施策・事業を検証し、時代や社会の大きな潮流に沿った形でプラスアップを行い、行政と住民とが手を携えて、まちの明るい未来を共に築くことが出来るよう、このたび「第 6 次福島町総合計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本町の産業、観光、医療・福祉等が潤うことで、希望をもって豊かに住み続けられる地域社会が実現できるよう、本計画の施策・事業を力強く推進していくこととします。

◆本町のこれまでの総合計画◆

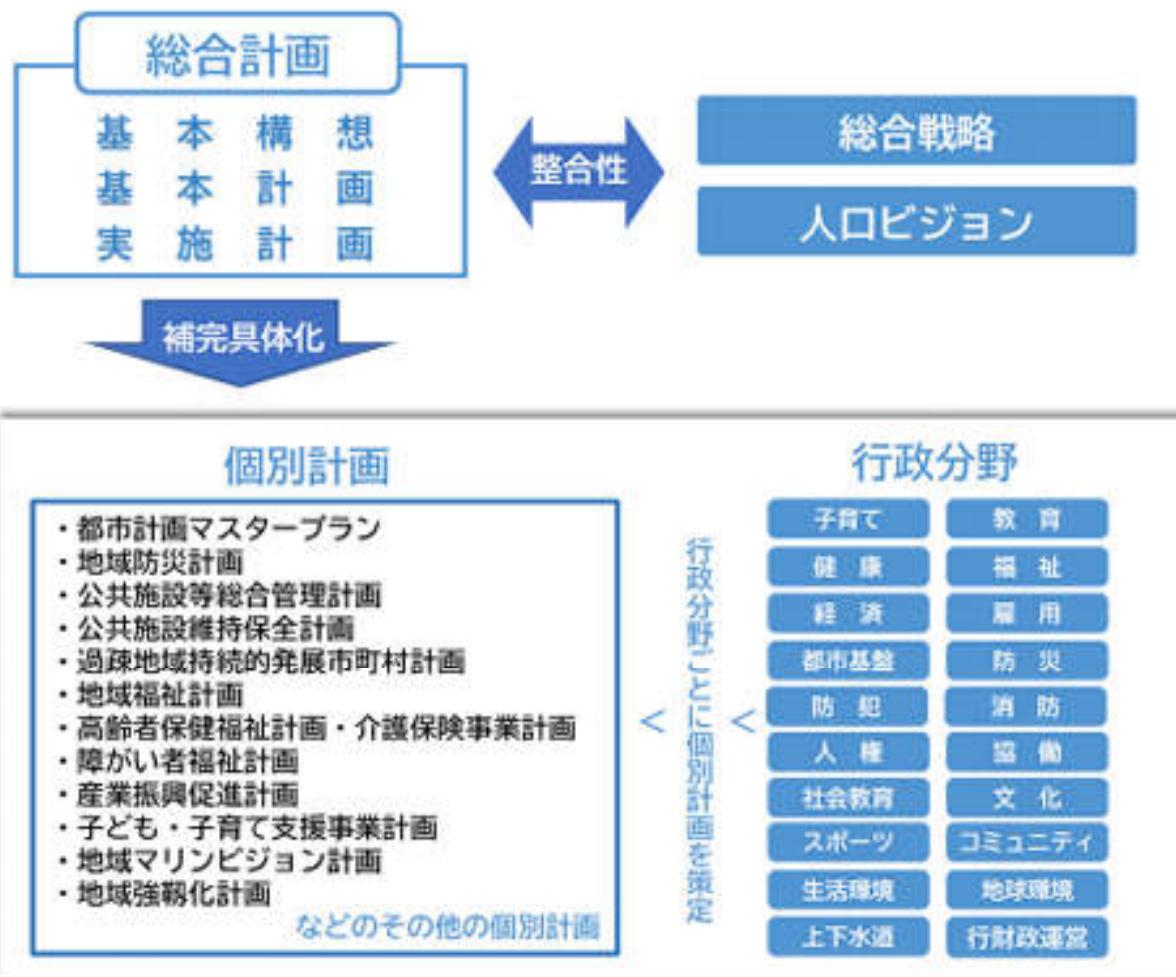
計画名	計画期間（年度）	
福島町総合開発計画	昭和 51 年～昭和 60 年	(1976 年～1985 年)
新しい福島町総合開発計画	昭和 61 年～平成 7 年	(1986 年～1995 年)
第 3 次福島町総合開発計画	平成 7 年～平成 16 年	(1995 年～2004 年)
第 4 次福島町総合計画	平成 18 年～平成 27 年	(2006 年～2015 年)
第 5 次福島町総合計画	平成 28 年～令和 5 年	(2016 年～2023 年)

2. 計画の位置付け

本町では、地方版総合戦略・人口ビジョンとの整合を図りつつ、本計画を最上位計画と位置付けています。そのうえで、総合計画の基本構想を具体化するものとして、都市計画マスターplan、地域防災計画、公共施設等総合管理計画等、行政分野ごとに個別計画を策定しています。

策定背景や関係法令との関連、計画期間、対象等は様々ですが、各個別計画は、本計画を補完具体化するものであり、相互に緊密な連携を図るものとします。

◆個別計画との関係性◆



3. 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」の三層構造で構成します。

- 「基本構想」と「基本計画」は、令和6（2024）年から令和13（2031）年までの8年間を計画期間とします。なお、「基本計画」については、必要に応じて中間年で見直しを行うこととします。
- 「実施計画」は、令和6（2024）年度から令和9（2027）年度までの4年間を前期計画、令和10（2028）年度から令和13（2031）年度までの4年間を後期計画とし、毎年度ローリング方式により見直しを行うことで計画の実効性を高めます。

◆計画の構成と期間◆



4. 時代の潮流と国の動向

(1) 少子高齢化と人口減少社会

我が国の総人口は、平成 20（2008）年の約 1 億 2,808 万人をピークに人口減少社会に入っています。令和 4（2022）年 3 月 1 日時点で約 1 億 2,510 万人となっています。また、高齢者人口（65 歳以上）は、令和 4（2022）年 3 月 1 日時点で約 3,623 万人、総人口に占める割合（高齢化率）は 29.0% となっており、今後も高齢者人口は増え続ける見込みです。

超高齢社会は、高齢者、特に後期高齢者（75 歳以上）の増加によって、年金や医療費等の社会保障費の増加等社会の様々な面での影響が懸念されます。さらに、令和 7（2025）年には国民の 5 人に 1 人が後期高齢者になると予測されており、医療・介護・福祉サービス需要の急激な増加が見込まれています。

一方、合計特殊出生率※は下げ止まつたものの出生数の減少から少子化は進行しており、こうした人口減少や少子高齢化は労働力や地域活力の低下を招くとともに内需を縮小させるため、経済の低迷・空洞化につながることが懸念されます。

(2) 産業構造の変化

農林水産業においては、全国的に生産者等の高齢化や後継者不足等が続いている。このような中、平成 27（2015）年 10 月には環太平洋パートナーシップ協定（TPP）が大筋合意され、自由貿易の進展が期待されます。

製造業においては、経済のグローバル化や円高等が進み、製造業の海外移転等が進みました。近年は、コロナ禍により工場の国内回帰等も見られ、国内生産による品質の向上と供給の安定化に努めていました。そのような中、令和 4（2022）年に入りロシア・ウクライナ間での戦争による世界的なサプライチェーンの寸断や原材料費の高騰等により、製造業を取り巻く厳しい状況は続いています。

観光業においては、訪日観光客が令和元（2021）年に約 3,188 万に達しましたが、コロナ禍により訪日観光客は急減し、観光関連の産業は大打撃を受けました。しかし、ワクチンの普及や医薬品の開発等により、ウィズコロナ※からアフターコロナに向けた観光需要の回復が見られるようになり、外国人旅行者の受け入れを含めた観光振興対策が国内全体で積極的に行われています。

(3) 国を挙げた地方創生の取組

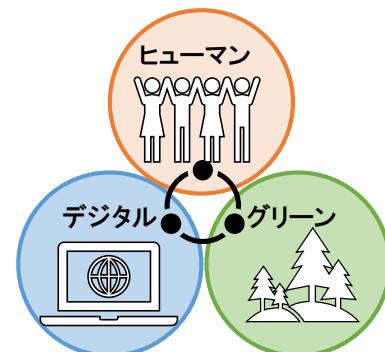
国及び地方の財政が厳しさを増す中、国においては平成 26 (2014) 年 9 月にまち・ひと・しごと創生本部を設置し、「長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生に資する取組を進めてきました。

また、地方自治体においては、地方版の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して住みよい魅力あふれる環境を築くことにより地方の人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり活力ある地域社会を維持する地方創生に資する施策を展開しています。若い世代が地方に移住して就業・起業をすることで人生の新たな可能性を探る動きが芽生えたり、副業・兼業やサテライトオフィス※等の多様な働き方、ブランド化による農林水産業の振興等を通じて、継続して地域との関わりを持つ動きも全国の至るところで見られるようになってきました。

今後は、全国的なデジタル化の推進により、ICT※（情報通信技術）を利活用した情報発信や経済活動、テレワークの普及、業務効率化等が図られ、IoT※（アイオーティー：Internet of Things）で人とモノがつながることで様々な知識や情報が共有され、新たな価値が生まれ出される「Society 5.0（ソサイエティ 5.0）」の社会の実現に向けた動きが進められます。

◆国の「まち・ひと・しごと創生基本方針 2021」◆

地方創生のプラス3つの視点
1. ヒューマン（地方へのひとの流れの創出、人材支援）
2. デジタル（地方創生に資する DX※の推進）
3. グリーン（地方が牽引する脱炭素社会の実現）



○ヒューマン (地方へのひとの流れの創出、人材支援)	○デジタル (地方創生に資するDXの推進)	○グリーン (地方が牽引する脱炭素社会の実現)
<p>①地方創生テレワークの推進 -サテライトオフィスの整備・利用促進 等</p> <p>②企業の地方移転等の促進 -企業の地方移転、政府機関移転の推進 等</p> <p>③地域への人材支援の充実 -地方創生人材支援制度、 -企業版ふるさと納税（人材派遣型） -プロフェッショナル人材事業 等</p> <p>④子育て世帯の移住等の更なる 推進 -子育て世代の移住促進 -地方公共団体の移住支援体制の強化 -結婚・出産・子育てしやすい環境の整備</p> <p>⑤関係人口の更なる創出・拡大 -仲介する民間団体をモデル事業として支援</p> <p>⑥魅力ある地方大学の創出 -「キラリと光る地方大学づくり」 等</p>	<p>①5Gなどの情報通信基盤の 早期整備 -5G基地局やこれを支える光ファイバの整備 -ローカル5Gの普及展開の促進等</p> <p>②デジタル分野の人材支援 -デジタル専門人材の地方公共団体への派遣等</p> <p>③データ活用基盤の整備 -地方公共団体によるデータ活用基盤の 整備・公開の取組の促進 -RESAS、V-RESASの活用事例の収集、横展開</p> <p>④DX推進による地域課題の解決、 地域の魅力向上 -スマート農林水産業、GIGAスクール構想、 遠隔医療、自動運転などの取組の促進 -スーパーシティ構想の早期実現</p>	<p>①グリーン分野の人材支援 -再生可能エネルギーの導入、専門人材の地方 公共団体への派遣 等</p> <p>②関連情報の共有や官民協働の 取組の推進 -地域における脱炭素化の計画策定支援等 -脱炭素事業と新たなビジネス創出 -官民協働の取組の推進</p> <p>③地方創生SDGs等の推進 -脱炭素の視点を加えたSDGs未来都市の選定等</p> <p>④地域社会・経済を支える 分野における脱炭素化の 取組の推進 -「みどりの食料システム戦略」の取組 -エリートツリー等の利用拡大 -電気自動車等の導入、MaaSの実装等による 公共交通の利便性向上 -非住宅・中高層建築物等における木材利用</p>

資料：まち・ひと・しごと創生基本方針 2021 について（令和 3 年 6 月／内閣府）

(4) 災害への備えと感染症対策の取組

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地をはじめ、わが国全体に甚大な被害をもたらし、人々の意識に大きな衝撃を与えました。国においては、「南海トラフ巨大地震」や「日本海溝・千島海溝巨大地震」等について、東日本大震災の教訓を踏まえた想定と対策を関係自治体と連携しながら進めています。

また、近年の大型台風や前線による線状降水帯、積乱雲の突然の発達によるゲリラ豪雨や竜巻等は、各地に大きな被害をもたらしていることから、こうした天災に対する人々の防災意識は急速に高まっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症をはじめとするあらゆる感染症対策の強化と経済活動の両立に向けた様々な対策を講じる中で、基本的な感染症対策の普及啓発とアフターコロナに向けた取組が進められています。

(5) 価値観やライフスタイルの多様化

近年では、個人的な豊かさの追求から持続可能な地球環境の保全といった、個人から社会全体にわたる多様な価値観が混在しています。また、経済情勢や雇用者の都合を理由とした非正規雇用による就労形態の増加や核家族化・少子高齢化に伴う家族形態、インターネットやスマートフォン等の普及や利便性の向上による生活形態の変化等により、個人のライフスタイルは年々変容しています。その一方で、便利さや経済的な豊かさを追求するよりも、癒し、健康、余暇等、心身の健康づくりを重視する傾向も強くなっています。

そのため、生涯にわたる教育・文化活動やスポーツ・レクリエーション※活動に一層取り組み、個性や能力が最大限発揮されるまちづくりを推進するとともに、男女共同参画や障がいのある人も活躍できる社会の実現や、諸外国への理解と多文化共生等、多様な価値観や個性を尊重することにより、互いの存在を認め合い支え合える社会を構築することが求められています。

(6) 環境問題に関する意識

二酸化炭素等の温室効果ガスによる地球温暖化の影響は年々顕在化し、洪水や干ばつ、超大型台風の発生等の異常気象が世界各地で見られ、被害も至るところで発生するようになっています。地球環境への負荷低減が世界共通の課題として掲げられており、全世界で化石燃料依存からの脱却・転換が進みつつあります。

温室効果ガスを排出しない「再生可能エネルギー※」については、我が国において太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマス等の取組が広がっています。また、地球温暖化対策の推進に関する法律で、都道府県及び市町村は、温室効果ガスの排出の抑制等に努めるものとされており、地方公共団体は「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」のため脱炭素社会に向け

た取組を進めることができます。

個人レベルにおいても、蓄電池の高性能化による電気自動車やハイブリッド車の普及、ゴミ削減やリサイクルへの取組等により、環境に優しいライフスタイルを実践する人々の割合が増えてきています。

(7) 地方自治に関する取組

地方分権改革は、平成5（1993）年の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」に始まり、個性を生かして自立した地方をつくるため、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲や地方に対する規制緩和等が行われました。地方分権が進む中、自治体の裁量が拡大され、自らの判断と責任のもとに、地域の実情に沿った行政運営が求められています。

自治体が自己決定と自己責任による行政を進めるためには、住民参画と協働によるまちづくりの視点は不可欠であるため、「自助・共助・公助」の概念が再認識されています。また、近年は家庭や地域コミュニティ^{*}の機能低下が見られることから、助け合い・支え合いながら住み慣れた地域で暮らしていくことの重要性が高まっており、家族や地域の絆を再生・活性化する取組も盛んになってきています。

(8) 公共施設等の維持管理

自治体の財政事情が厳しさを増す中、道路・橋梁・水道や公共施設等の老朽化とその更新費用の財政負担が大きな問題となっています。また、人口減少等により公共施設等の需要が減少していくことも予想されています。

これらを踏まえ、国では「インフラ^{*}長寿命化基本計画」を平成25（2013）年11月に策定するとともに、地方においても各自治体で「公共施設等総合管理計画」を策定し、国と自治体が一丸となってインフラの維持管理を推進しています。

5. 本町の現状

(1) 町の概況

■立地、自然

福島町は、渡島半島の南端にあり、面積は 187.25km^2 で、東は知内町、西は松前町、北は大千軒岳(1,072m)を挟んで上ノ国町と接しています。

津軽海峡に面した海岸は、東の矢越岬から西の白神岬まで、変化に富んだ美しい景観に恵まれ、北海道最南端の道立自然公園に指定されています。

気候は、対馬暖流の影響を受けて、道内では比較的温暖な気候に恵まれています。

交通網としては、町内に函館市を起点とした国道228号が幹線道路となっています。

公共交通機関として鉄道はなく、函館・木古内・松前間で路線バスが運行されています。



■沿革

町内各地から縄文時代の遺跡が発見されていますが、文献では1189年（文治5年）に奥州藤原氏の一族が海を越え、定住したことになるとされています。

漁業を中心に、5つの村（福島村、白符村、宮歌村、吉岡村、礼麿村）が形成されていましたが、明治維新後、町村制の施行によって福島町と吉岡村になりました。その後、1955年（昭和30年）に福島町と吉岡村が合併し、現在の福島町が誕生しました。

1963年（昭和38年）には、北海道と青森を結ぶ青函トンネル工事が始まり、北海道側の工事基地となった本町は「トンネルの町」として工事とともに歩んできました。

1985年（昭和60年）の工事完了後は、イカやマグロをはじめとする沿岸漁業や、コンブやウニを中心とした栽培漁業、スルメ等の水産加工業を基幹産業としており、近年は陸上養殖アワビにも取り組んでいます。

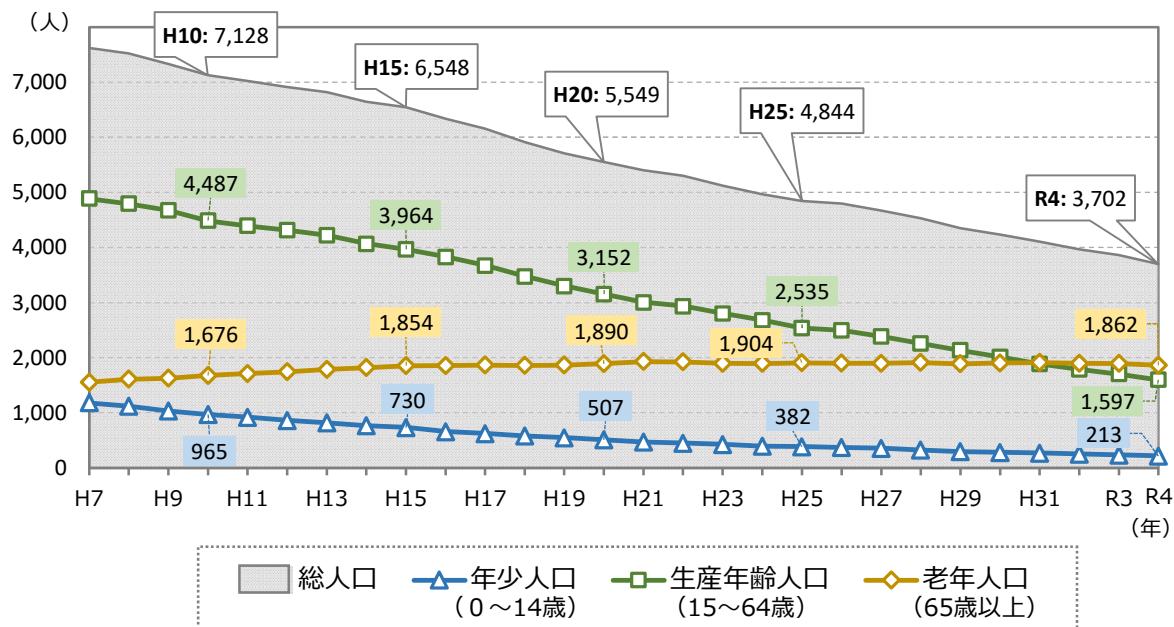
また、本町は「第41代横綱千代の山」「第58代横綱千代の富士」の二人の横綱の出身地であり、「北海道女だけの相撲大会」や「千代の富士杯争奪相撲大会」等の行事が行われ、相撲をテーマとした「横綱の里づくり」を推進しています。

町内に「青函トンネル記念館」と「横綱千代の山・千代の富士記念館」があり、「道の駅 横綱の里・ふくしま」や「海峡横綱ビーチ」とともに、「トンネルの町」と「横綱の里」をシンボルとした観光・交流のまちづくりを進めています。

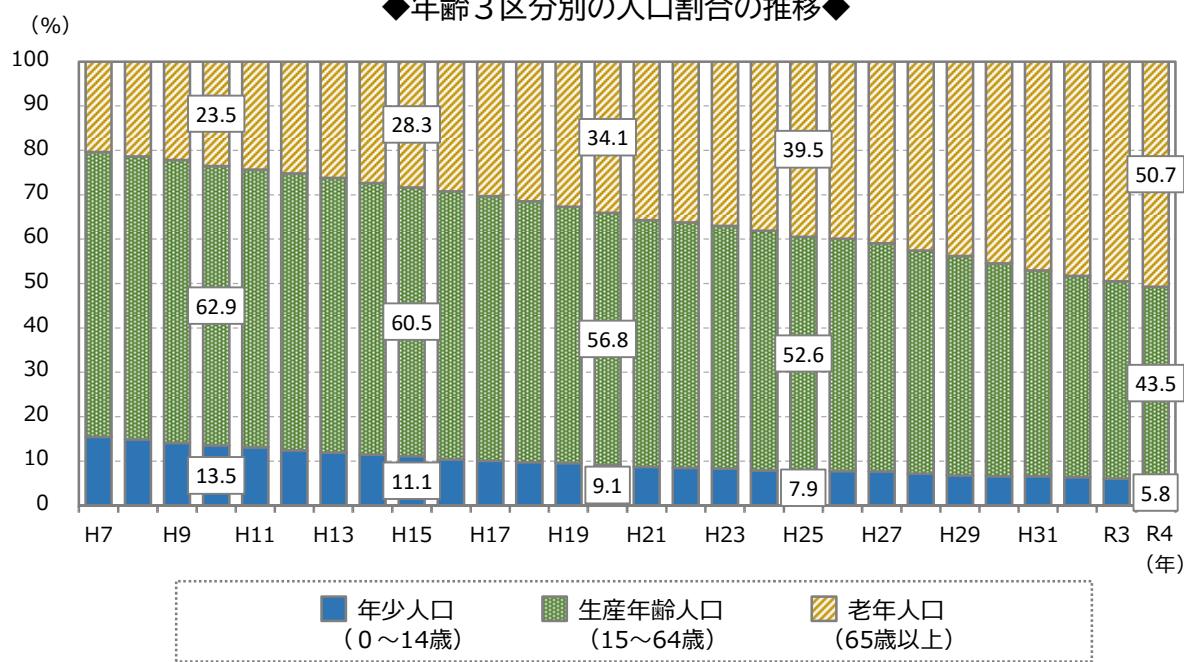
(2) 人口の推移

近年は、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳以上～65歳未満）は減少、老人人口（65歳以上）は増加で推移しています。少子高齢化が顕著となってきており、高齢化率は令和4年1月1日時点で50%を超えていました。

◆年齢3区分別人口の推移◆



◆年齢3区分別の人口割合の推移◆



資料：総務省「住民基本台帳」 ※H7～H25は各年3月31日時点、H26～は各年1月1日時点

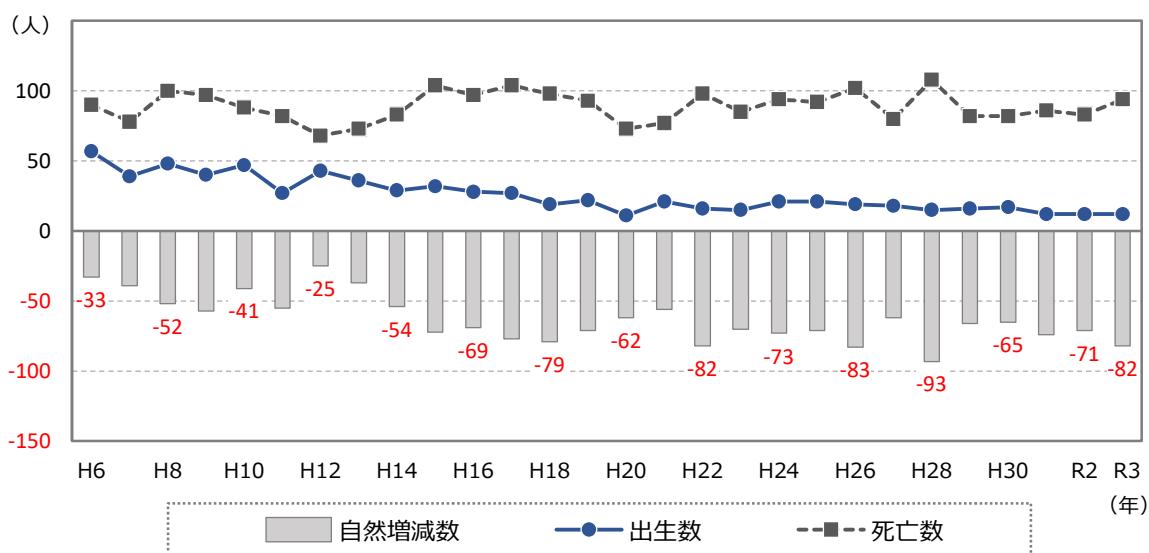
※上図の総人口は年齢不詳者を含み、下図の人口割合は年齢不詳者を除外して計算しています。

(3) 自然増減、社会増減の推移

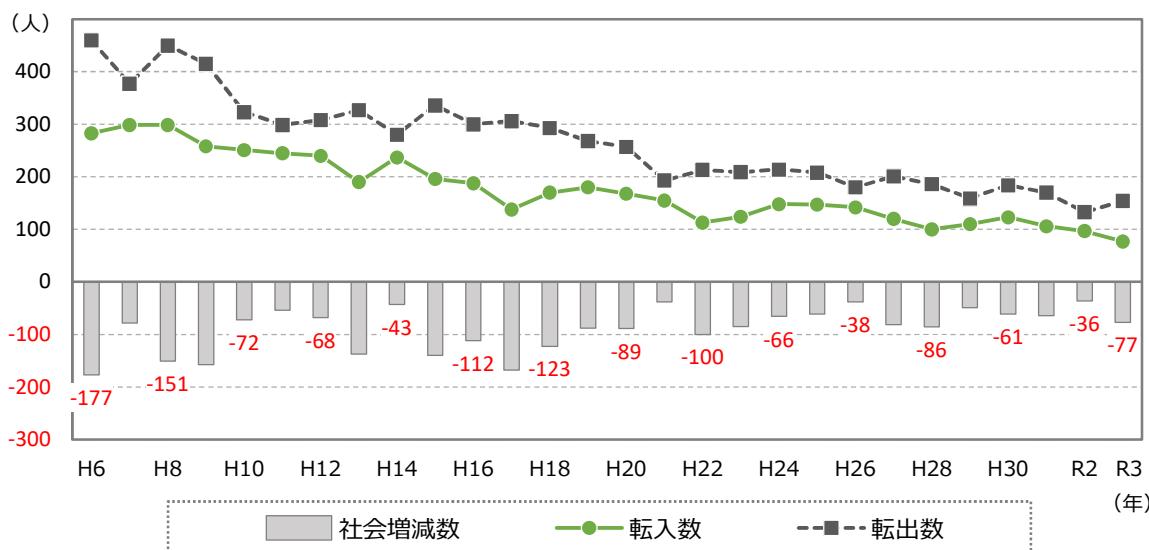
自然増減（出生数と死亡数の差）は、自然減で推移しています。また、出生数は減少傾向で死亡数はほぼ横ばいで推移していることから、自然減はいわゆる「ワニの口（出生数と死亡数の差が拡大）」の状況となっています。

社会増減（転入数と転出数の差）は、社会減で推移しています。

◆自然増減の推移◆



◆社会増減の推移◆

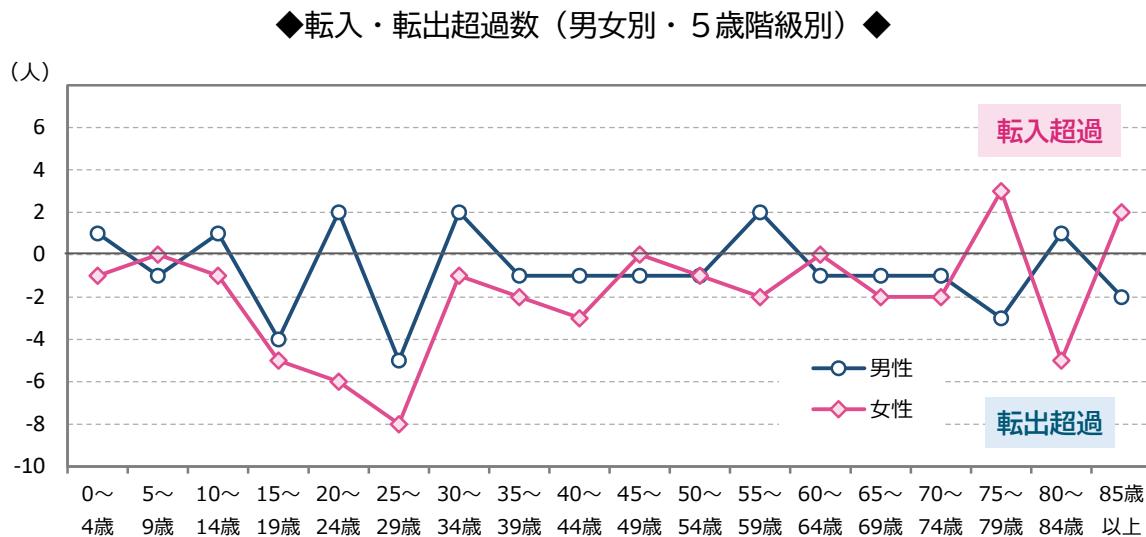


資料：総務省「住民基本台帳」

※H6～H24 は各年 4月 1日～翌年 3月 31日、H25～は各年 1月 1日～12月 31日

(4) 転入・転出の状況

男女別・5歳階級別の転入・転出の状況を見ると、男女ともに、近年は進学・就職等による15~29歳の転出が顕著です。



年齢	転入			転出			転入転出超過数		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
0~4 歳	1	1	2	0	2	2	1	-1	0
5~9 歳	1	1	2	2	1	3	-1	0	-1
10~14 歳	1	0	1	0	1	1	1	-1	0
15~19 歳	0	1	1	4	6	10	-4	-5	-9
20~24 歳	12	6	18	10	12	22	2	-6	-4
25~29 歳	1	4	5	6	12	18	-5	-8	-13
30~34 歳	6	6	12	4	7	11	2	-1	1
35~39 歳	4	3	7	5	5	10	-1	-2	-3
40~44 歳	4	0	4	5	3	8	-1	-3	-4
45~49 歳	3	5	8	4	5	9	-1	0	-1
50~54 歳	3	1	4	4	2	6	-1	-1	-2
55~59 歳	3	1	4	1	3	4	2	-2	0
60~64 歳	1	3	4	2	3	5	-1	0	-1
65~69 歳	0	0	0	1	2	3	-1	-2	-3
70~74 歳	0	0	0	1	2	3	-1	-2	-3
75~79 歳	0	3	3	3	0	3	-3	3	0
80~84 歳	1	0	1	0	5	5	1	-5	-4
85 歳以上	2	7	9	4	5	9	-2	2	0
計	43	42	85	56	76	132	-13	-34	-47

資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」令和4（2022）年

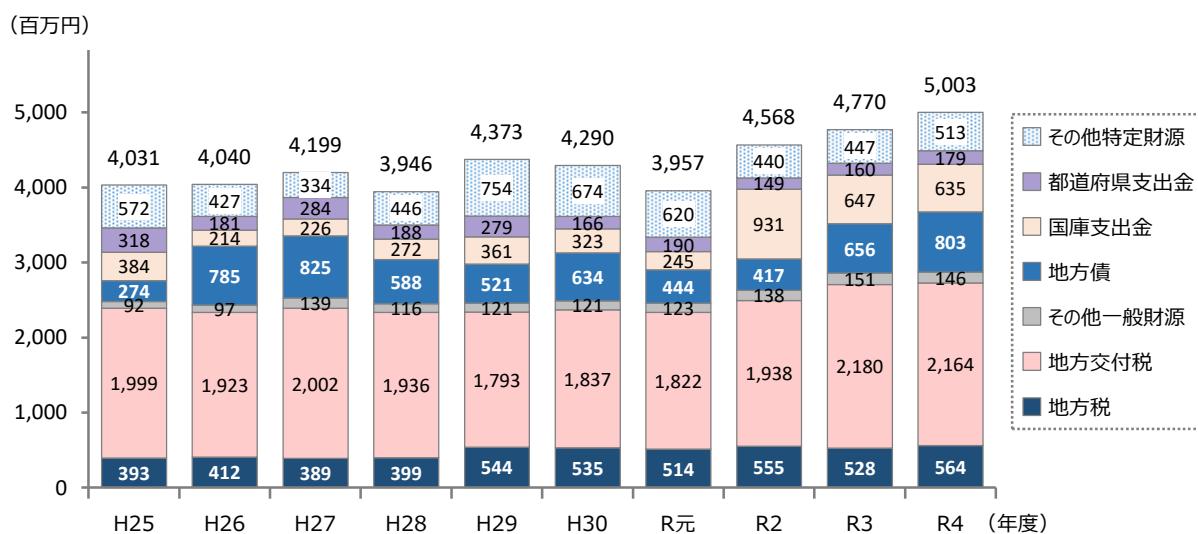
(5) 財政

令和4（2022）年度の普通会計における歳入総額は5,003百万円、歳出総額は4,876百万円となり、実質収支は127百万円の黒字となっています。

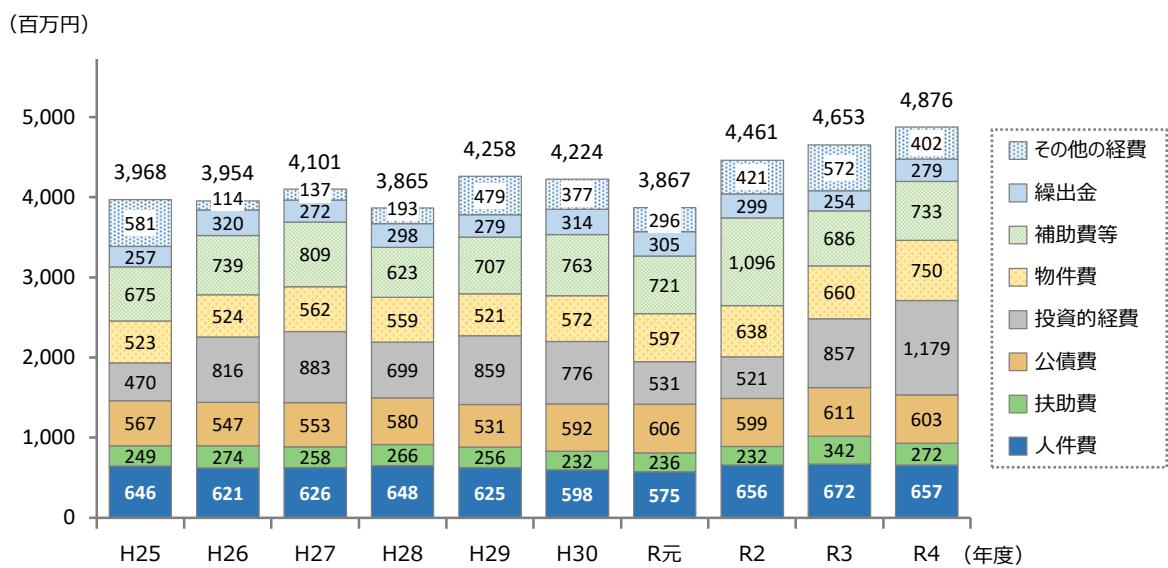
令和4年（2022）年度の歳入総額は、対前年度比4.9%増となっていますが、地方交付税や国庫支出金といった依存財源比率の高い財政運営となっています。

令和4年（2022）年度の歳出は、投資的経費として福島町青少年交流センターなどの建設を実施したため増加しています。

◆歳入決算額の推移◆



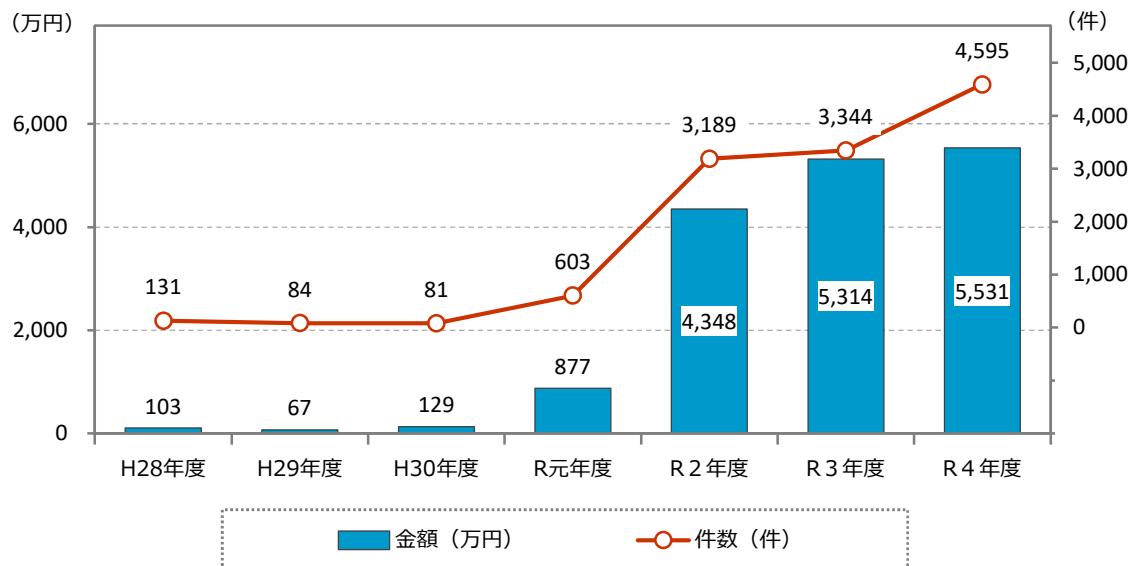
◆歳出決算額の推移◆



資料：総務省「地方財政状況調査」

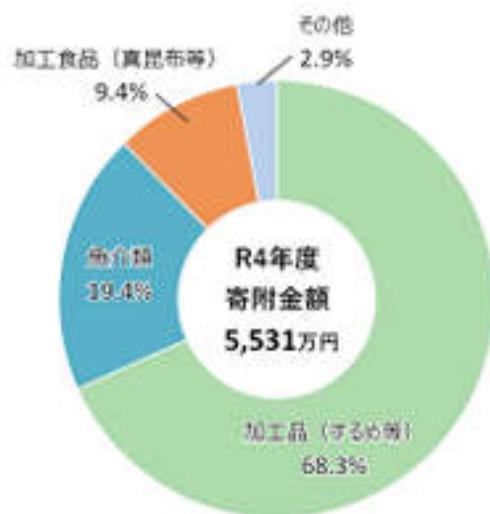
町の新たな財源として期待されるふるさと納税額は堅調に増加しており、令和3(2021)年は3,344件(5,314万円)となっています。

◆ふるさと納税 受入額・受入件数の推移◆



資料：総務省「ふるさと納税に関する現況調査」

◆ふるさと納税 返礼品の割合（令和4年度）◆



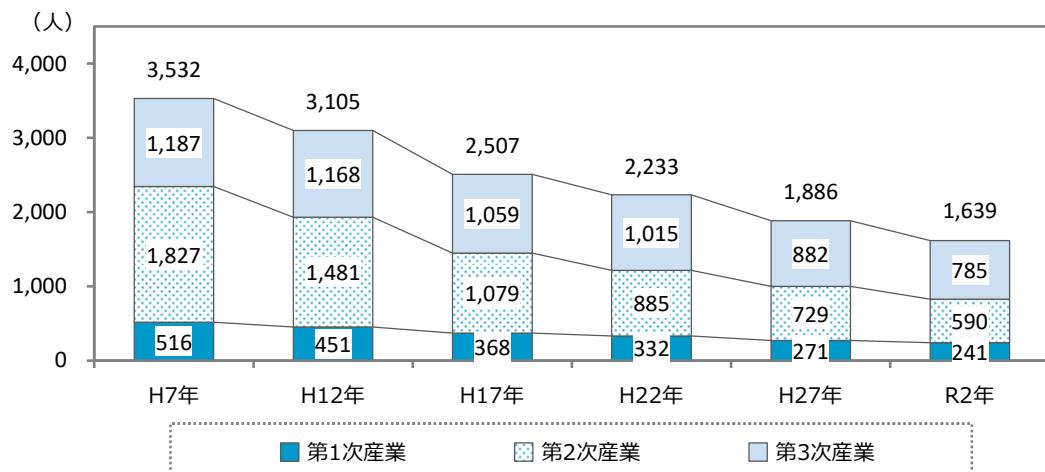
返礼品	
加工品	大羽するめ、横綱するめ、するめ塩辛、犬のおやつ カムカムシカジカ、アワビカレー、粉末だし昆布 等
魚介類	キタムラサキウニ、本マグロ、養殖蝦夷アワビ 等
加工食品	真昆布、犬のおやつ カムカムシカジカシカ肉の誘惑(鹿肉ジャーキー)、黒米いかめし等
その他	青函トンネル熟成ワイン、青の洞窟サイダー、米類(北海道福島町産ふっくりんこ・きたのむらさき(黒米))等

(6) 産業

産業別就業人口を見ると、過去は第2次産業が最も多くなっていましたが、令和2(2020)年では第3次産業が最も多くなっています。

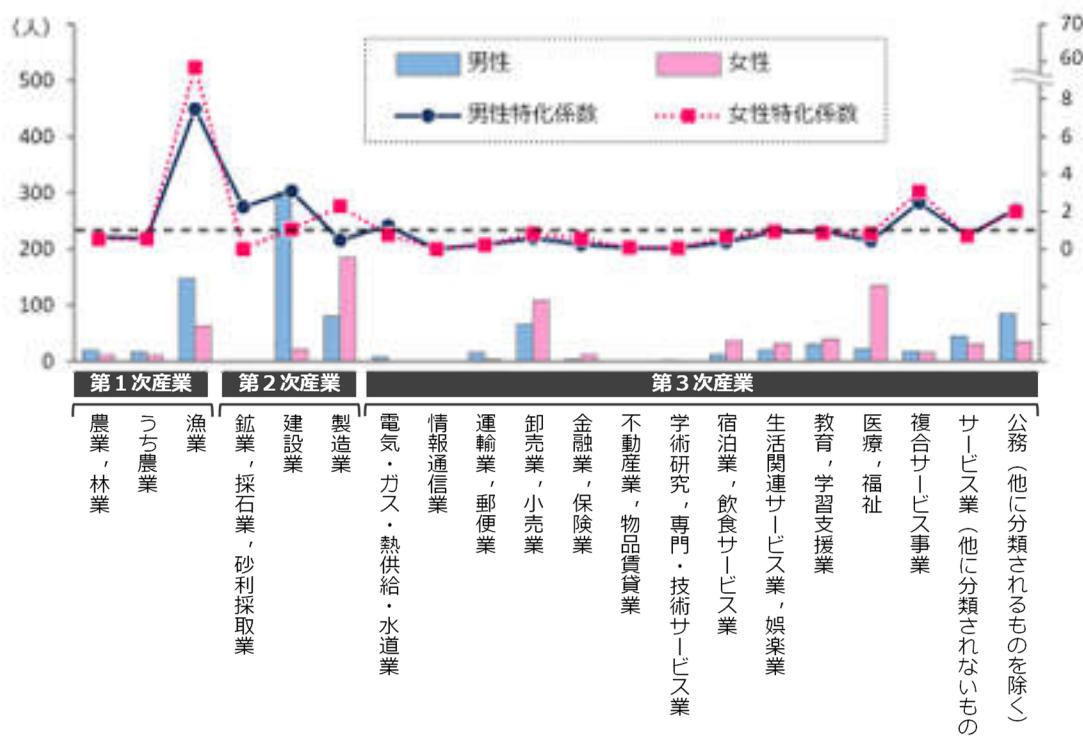
男女別産業別就業人口を見ると、男性では「建設業」が最も多く、次いで「漁業」、「公務」、「製造業」の順となっており、女性では「製造業」が最も多く、次いで「医療・福祉」、「卸売業・小売業」の順となっています。

◆産業別就業人口の推移◆



資料：総務省「国勢調査」

◆男女別産業別就業人口◆

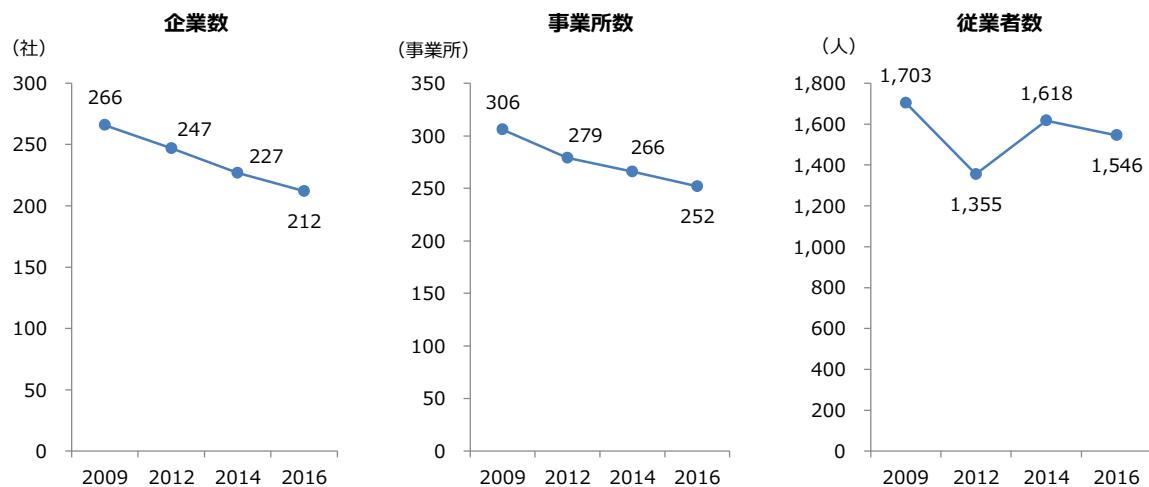


資料：国勢調査（総務省）令和2年

企業数・事業所数・従業者数を見ると、概ね減少傾向で推移しています。

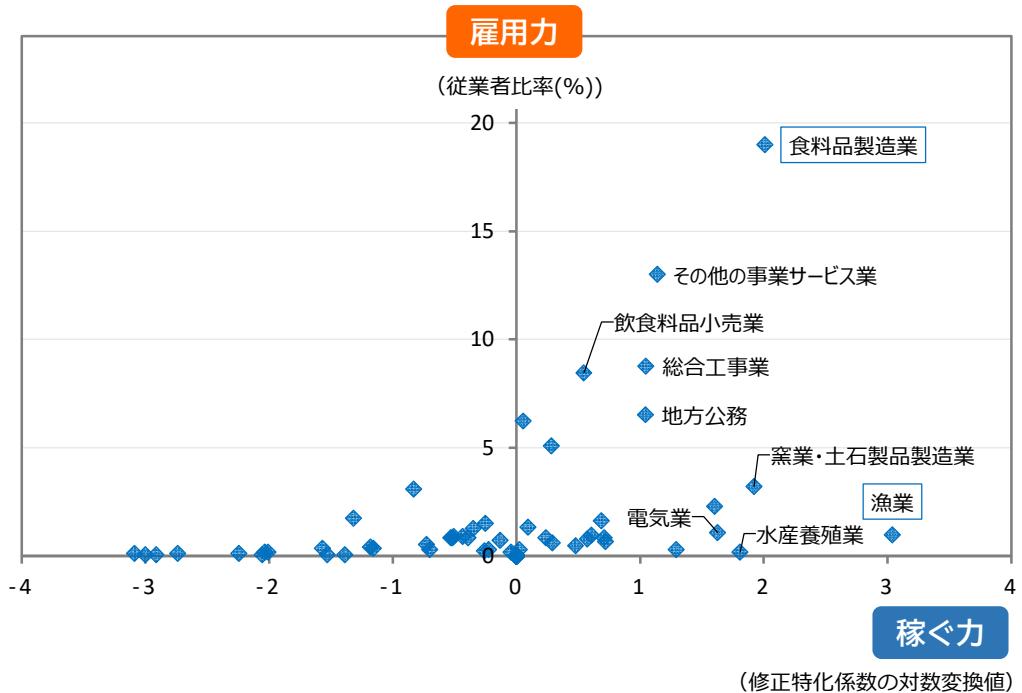
雇用力と稼ぐ力を見ると、雇用力の強い業態は「食料品製造業」であり、稼ぐ力が強いのは「漁業」となっています。

◆企業数・事業所数・従業者数の推移◆



資料：地域経済分析システム（RESAS）

◆雇用力と稼ぐ力◆

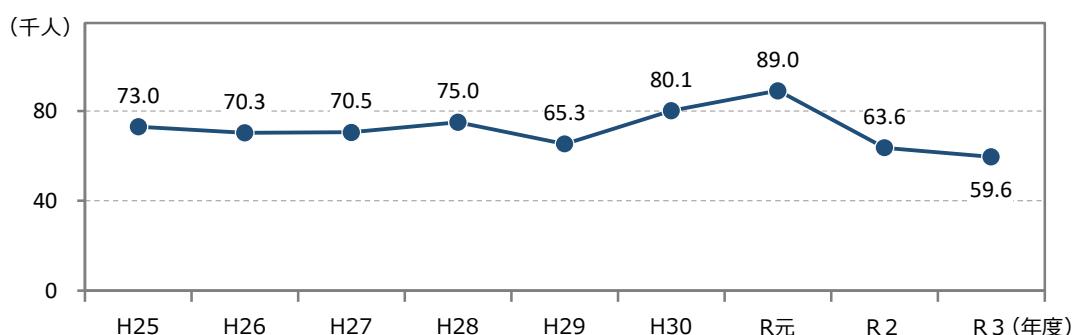


資料：平成 28 年経済センサス - 活動調査

(7) 観光

福島町の観光入込客数について、令和元（2019）年度は89,000人でしたが、コロナ禍の影響により令和3（2020）年度は59,600人とコロナ前の令和元（2019）年度と比較して3割ほど減少しました。

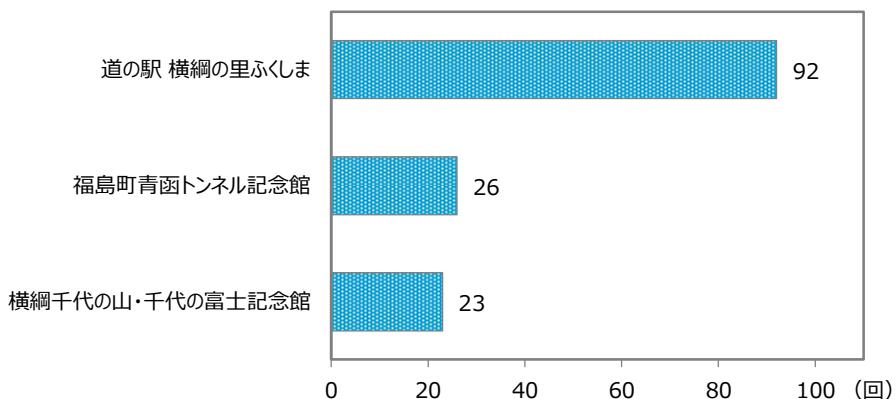
◆観光入込客数の推移◆



資料：北海道観光入込客数調査報告書

【参考】観光施設等を目的地とした検索回数ランキング

2020年（休日） 交通手段：自動車



資料：地域経済分析システム（RESAS）

【出典】株式会社ナビタイムジャパン「経路検索条件データ」

【注記】検索回数は、同一ユーザーの重複を除いた月間のユニークユーザー数。下記条件に全て該当した場合にのみ表示。

- 施設分類が、観光資源、宿泊施設や温泉、広域からの集客が見込まれるレジャー施設や商業施設に該当
- 年間検索回数が自動車は50回、公共交通は30回以上
- 年間検索回数が全国1000位以内または都道府県別50位以内または市区町村別10位以内

6. 町の特色

本町には、他の市町村にない道南としての美しく豊かな自然や人の良さのほかに、様々な特色があります。

■本町が誇る「地域資源」



① 青函トンネル記念館



② 道の駅 横綱の里ふくしま



③ 横綱千代の山・千代の富士記念館



④ 海峡横綱ビーチ



⑤ 岩部クルーズ



⑥ 青の洞窟



⑦ 吉岡温泉



⑧ 伊能忠敬北海道測量開始記念公園



⑨ 大千軒岳



⑩ 殿様街道

■本町が誇る「特産品」



● スルメ



● 養殖アワビ



● キタムラサキウニ



● 養殖昆布

■本町が誇る「関係人口※拡大の取組」



● 北海道女だけの相撲大会



● FOOD TOURISM PROJECT

7. まちづくりに向けた住民意識

計画策定にあたっての基礎資料とするため、次のとおり各種調査を実施しました。

(1) 住民意識調査の結果概要

- ◆調査時期：令和4年9月
- ◆対象：町内在住の18歳以上の方

配布方法	配布数	回収数	回収率
郵送法	1,000票	377票	37.7%

1 町民生活を守る生活環境の維持

- 「町で暮らし続けたいと思わない理由」を見ると「買い物や通院が不便」、「交通の便が良くない」、「結婚や仕事、家族の都合」が挙げられている。町民には、買い物、通院、交通の便に不足を感じている方が多く、町と民間事業者が協同して住民満足度の向上を図る必要がある。

2 地域特性を活かした移住・定住の促進

- 「町で暮らし続けたい理由」では、「住み慣れていて愛着がある」の次に、「結婚や仕事、家族の都合」、「自然環境が良い」が上位となっている。このことから、自然環境や住環境の良さ等、“福島町らしさ”を起点として、本町の地域特性を生かしたPRによる移住・定住の促進を図る必要がある。

3 町の取組への「満足度」と「重要度」

- 社会基盤：「道路や施設等のバリアフリー※化」・「公共交通の整備」が、満足度が低く重要度が高い。新規整備・改修時の公共施設等のバリアフリー化や公共交通の維持等が求められる。
- 生活環境：「津波・地震対策」が、満足度が低く重要度が高い。公共施設等の耐震化や適切な維持管理、沿岸・漁港等の津波対策の充実等が求められる。
- 農林水産業・観光商工業の振興：「雇用機会（企業誘致、就労先の確保）」・「商業の振興」・「農林水産業の後継者育成」・「農林水産物の特産品の振興」・「漁業の振興」・「観光の振興」が、満足度が低く重要度が高い。就労環境の整備と充実、次世代を担う人材の育成に関する施策の充実、特産品のブランドイメージの強化や新商品の開発、観光誘客につながる観光資源の整備とPR等が求められる。

- まちづくり：「周辺市町村との連携」・「移住・定住施策の推進」が、満足度が低く重要度が高い。近隣市町との広域連携によるスケールメリットを生かした取組や人口増につながる取組の充実等が求められる。

4 産業・生活面での新技術の導入

- 「テレワークの経験」について、「在宅でテレワークをしたことがある」の割合が国の同様の調査と比べてかなり低くなっている。今後はアフターコロナの働き方の多様性を念頭に、町の居住施策を促進するなかで、子育て世代がテレワークを活用できる仕組みや仕掛けづくりが求められる。

5 地域活動への参画

- 「地域活動への参加」について、「企画・運営には参加せず、誘われれば一般参加者として参加したい」は 47.3%と半数近い。地域活動参画の潜在ニーズは高いと言えるため、地域活動の提供者と参加者とのマッチングが求められる。

6 環境負荷軽減にむけての行動

- ゼロカーボン※の周知度は「言葉を聞いたことはある」（41.1%）、「言葉も内容も知っている」（29.4%）と7割近い。取組例として多いのは「マイバッグの利用」、「家電製品や照明器具の消費電力の削減」、「冷暖房の設定温度の省エネ意識」、「ゴミの減量」となっている。ゼロカーボンを「あまり意識していない」（32.2%）「全く意識していない」（25.7%）と回答した方への意識向上を図ることが求められる。

7 若者・高齢者等が活躍できる雇用の創出

- 「人口減少対策について」から、「若者、高齢者等が活躍できる雇用の創出」を望む割合が半数以上を占めている。また、「町外からも人が集まる町」をつくるためには「雇用の確保」が最も高い。このことから、町の地理的条件を勘案し、多様な働き方が可能なテレワークやサテライトオフィス等の環境を充実することも求められる。

8 町民の考える町の将来像

- 「町の将来像」から、全体としては、「農業や水産業を振興し、特産物や地場産業が活かされるまち」を望む割合が最も高い。ただし、年齢区分別に見ると、10～30代及び40～50代では「子どもが健やかに育つ、子育てしやすいまち」の割合が最も高くなっていることから、年齢層によるニーズを見極め、1施策に偏重することなく、優先順位をつけて総合的な施策を推進していく必要がある。
- 「町の自慢」から、住民は町の自然環境を最も誇りと感じており、次いで、住みやすいところ（災害が少ない・支援が充実等）、特産物を自慢と感じている。このような町の特性を積極的にPRし、交流人口※や関係人口の拡大、移住・定住の促進、観光誘客のための取組等を一層活発にする必要がある。

(2) 中高生アンケートの結果概要

◆調査時期：令和4年9月

◆対象：町内の中学校及び高等学校に在籍する生徒

配布方法	配布数	回収数	回収率
学校を通じて配布	65 票	65 票	100%

1 町の暮らし

- 町の暮らしについて、全体では、「とても住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」を合わせた“住みやすい”は75.4%と高い。また、その理由としては、「自然が豊かだから」、「災害や犯罪が少ないから」、「親切な人が多いから」といった、自然環境や住環境の良さ等、本町固有の美点や強みを評価する声が多い。
- 一方で、「町が住みにくい（居心地が良くない）と思う理由」について、「娯楽施設が充実していないから」、「買い物の便が悪いから」、「まち全体に活気がないから」となつており、過疎化が進む本町の状況に満足しない意見が見られる。

2 将来の展望

- 「社会人になったら、どこに住んでいたいですか」について、全体では、「北海道内に住んでいたい」が47.8%と最も高く、「福島町外に住んでいたい」は58.5%となっている。また、「機会があれば将来、福島町に戻ってきて住んでみたいですか」について、全体では、「わからない」が42.1%と最も高い。このことから、愛郷心を育むふるさと教育の充実と、町に暮らしてみたいと思える就労環境の充実や住環境の整備を進めていく必要がある。

3 中高生の考える町の将来像

- 「町の今後」から、全体では、「若い人が働きたくなるような魅力的な職場をつくること」を求める声が最も高く、次いで、「町外への通学・通勤・買い物等の利便性を高めるため、公共交通機関を充実すること」、「まちのにぎわいや生活の楽しさをつくり出す取組を充実すること」となっている。このことから、若者が定住し続けられる施策の充実や、若者が移住できる環境整備のために、交通アクセスと職場環境の充実が求められる。
- 「町の自慢」から、中高生は町の自然環境を最も誇りと感じており、次いで、「町民がやさしいところ」、「住みやすいところ（天災が少ない・支援が充実等）」を自慢と感じている。このような町の特性と資源を掘り起こし、交流人口や関係人口の拡大、移住・定住の促進、Uターン※・Iターン※加速のための取組等を一層活発にする必要がある。

(3) 関係団体調査の結果概要

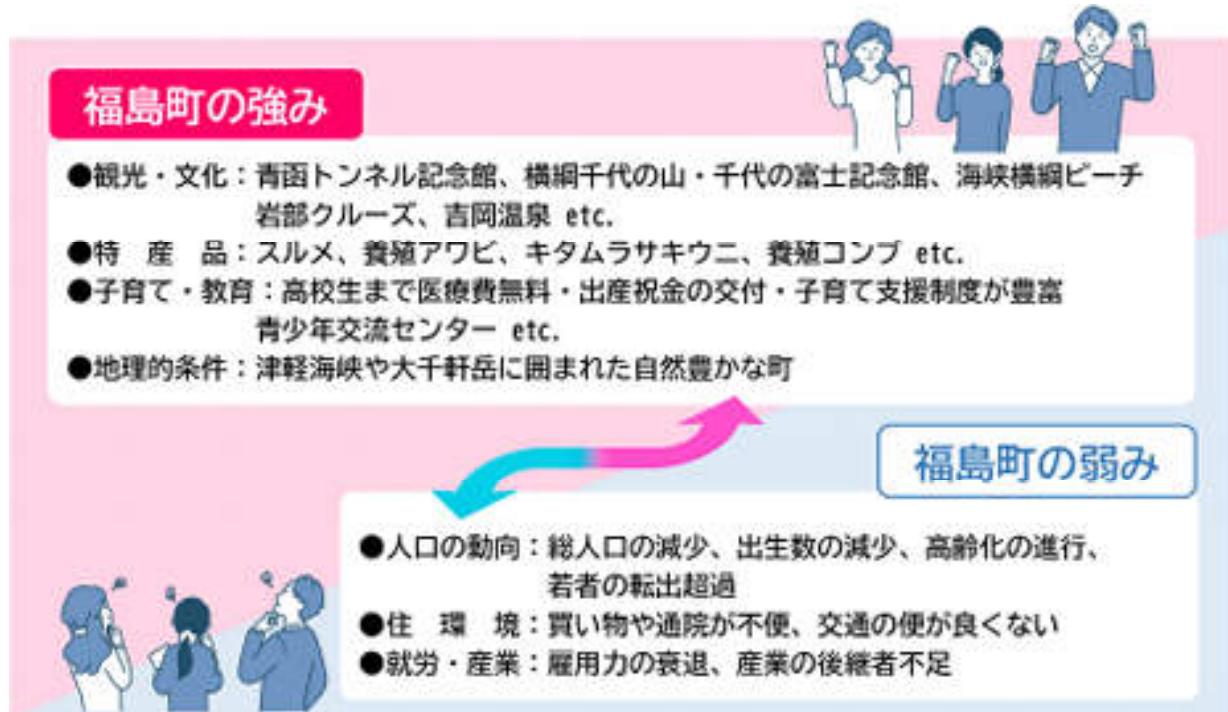
- ◆調査時期：令和4年9月
- ◆対象：産業に関連する町内の主要団体

配布方法	配布数	回収数	回収率
役場より配布	9票	9票	100%

1	町のために果たす役割について
◇それぞれの団体から、地域における雇用の創出、経営の改善、次世代につながる生産向上の取組等、町の就労環境の改善に向けた意見が多く出された。町としてそれぞれの団体活動をサポートするとともに、協同した取組を進める必要がある。	
2	町が主体的に取り組むことについて
◇本町の地域資源を活かした取組を進めて産業や観光を振興するとともに、人材確保や担い手の育成のため、Uターン・Iターンを意識した定住促進が必要である。	
3	町や民間事業者等が協同して取り組めることについて
◇地域資源を生かした商品・サービスの開発、物産販売等、町外への情報発信、全国的なニーズの把握等、産官連携による町の強みをPRできる体制づくりと広報戦略に関する意見が多く出された。町としてそれぞれの団体と連携を密にしながら、協同した取組を進める必要がある。	
4	町の将来像について
◇本町は自然が豊かで災害も少なく、子育て支援も充実しているため、より一層、施策を充実して、町の魅力を町外にも発信していくことが求められる。 ◇子育て支援や教育環境の充実に加え、産業振興、観光振興を基軸とした就労環境の充実や関係人口・交流人口を増加させ、それにより地域が潤い、町が活性化する好循環の構築を目指すことが必要である。 ◇ふるさと納税制度の活用による地域産業の振興や特産品の開発等に関する意見も出ており、新たな財源としてのふるさと納税制度の更なる活用について検討を進める必要がある。	

8. 今後のまちづくりに向けた課題

町の現状や調査結果等から、町の強みと弱みを整理すると次のようにになります。



上記の点を踏まえ、今後のまちづくりに向けた課題を次のとおり整理します。

(1) 町の活性化の視点から

- 漁業や水産加工業をはじめとする町の基幹産業の持続可能性を高めるため、新規就労者や後継者の育成、特產品のブランド化や販路拡大の取組を支援する必要があります。
- 観光業の振興をはじめ、町の魅力の発信、拠点施設の整備、イベントの開催等により、関係人口・交流人口の創出・拡大と人口増につながる施策を展開する必要があります。
- 少子化に歯止めをかけるため、結婚から子育てまでの切れ目ない支援の充実や若者向けの就労の充実等により、子どもを生み育てやすい環境づくりに取り組む必要があります。

(2) 持続可能な町の視点から

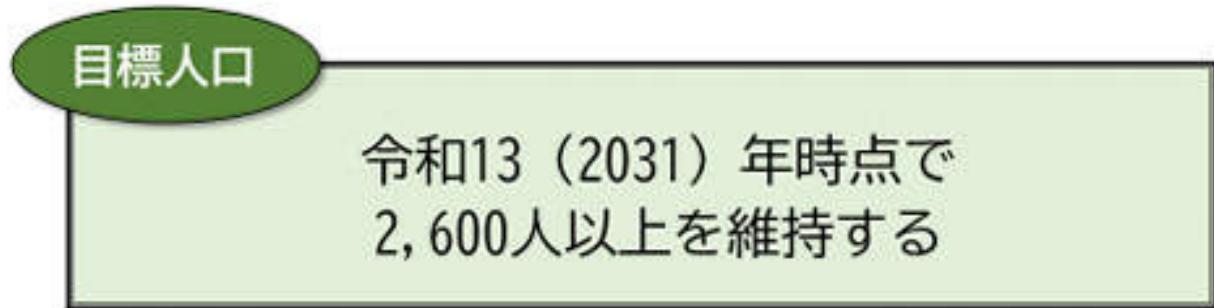
- いつまでも暮らし続けられる地域のため、助け合い・支え合いの心による地域福祉活動を推進する必要があります。

- 安全・安心の暮らしを守るため、インフラの強化や公共交通網の維持、医療・介護体制の充実、防犯・防災体制の強化等、まちの基盤の維持・充実に努める必要があります。
- Uターン・Iターンの定住に向け、若者から高齢者まで世代を問わない雇用の確保とテレワークやサテライトオフィス等の多様な就労形態が行える環境整備が求められます。
- 行政と関係機関、各種団体、地域住民が協働して、町の将来を考え、そのビジョンの達成のために協働して取り組めることを積極的に行っていく必要があります。

基本構想

1. 町の将来展望

(1) 町の目標人口



「第2期福島町人口ビジョン・総合戦略」（令和2年3月）によると、町が目指す人口推計値として、令和12（2030）年では2,645人となっています。

全国的な人口減少の中において、地方都市である本町の人口減少も避けられるものではなく、むしろ町として適正規模を維持しながら緩やかな人口減少を受け入れることを目標値としていく必要があります。

したがって、本計画においても第2期福島町人口ビジョン・総合戦略の方向性に沿った形で、目標人口の維持達成を目指します。

なお、令和2（2020）年において、下表の通り、推計値より実績値が上回っていることから、引き続き持続可能なまちづくりを推進できる適正な人口規模を維持していくよう、様々な施策の展開に取り組みます。

【参考】「第2期福島町人口ビジョン・総合戦略」において目標とする将来人口

	2015年 (H27)	2020年 (R2)	2025年 (R7)	2030年 (R12)	2035年 (R17)	2040年 (R22)
社人研推計	4,422	3,742	3,131	2,592	2,104	1,682
町が目指す推計	4,422	3,763	3,173	2,645	2,168	1,741
国勢調査実績値	4,422	3,794				

(2) まちづくりの目標と推進テーマ

本計画により福島町が目指すまちづくりは、まちづくり基本条例第3条に掲げる「5つのまちづくりの目標」によって進められており、本町が目指す普遍的な目標として定められています。

- (1) 健康で、たがいに尊重し、楽しい家庭をつくります。
- (2) きまりを守り、助け合い、明るいまちをつくります。
- (3) 自然を愛し、環境をととのえ、美しいまちをつくります。
- (4) 知性を高め、文化を育て、学びあうまちをつくります。
- (5) 生産の工夫をし、元気に働き、豊かなまちをつくります。

本町では人口減少、少子高齢化、基幹産業の減衰等、様々な課題が山積しています。現時点からあらゆる点において改革と創造を積み重ねていかないと、町の持続可能性を担保できません。上記の「5つのまちづくりの目標」を実現・維持するためにも、本計画により効果的で機能的な施策・事業の展開が求められます。

前計画では、「力を合わせ 新たな時代を築き 次代につなぐ福島～継承・変革・創造～」をまちづくりのテーマに掲げて、その実現に向けた5つの基本方向に基づいた施策の展開を進めてきました。

前計画の基本構想策定から8年が経過し、町を取り巻く環境や時代の潮流は大きく変化しました。そのため、住民一人ひとりの想いとライフスタイルを尊重しながら住民と行政が一体となって社会の潮流に即した町の未来を描けるよう、新たなテーマを掲げて、地域づくり・まちづくりに資する施策・事業を展開していく必要があります。

本計画を推進するテーマとして「自然と人が織りなす“幸せ実感コンパクトな町”～持続可能なまち「ふくしま」を共に創る～」を掲げ、町の強みを活かしながら、誇りある郷土の明日を切り拓いていきます。

本計画を推進するテーマ

自然と人が織りなす“幸せ実感コンパクトな町”
～持続可能なまち「ふくしま」を共に創る～

2. 施策の基本方針

「5つのまちづくりの目標」の実現に向けた施策の基本方針を以下に掲げます。

《基本方針Ⅰ》 産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり

- ◆豊かな自然の恵みを地域資源として生かす産業の活性化を推進します。
- ◆特産品・地場産品の商品力の向上や観光誘客、情報発信の強化により観光振興を図るとともに、町の関係人口・交流人口の獲得にもつなげます。
- ◆地方創生の流れに沿って、本町における新たな起業・創業を支援するとともに、雇用の場の創出のため企業誘致にも努めます。
- ◆産業関連団体や事業者への支援により人材育成に努めるとともに、事業の継承者の育成にも取り組みます。

《基本方針Ⅱ》 次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり

- ◆次代を担う子どもたちが健やかに育つよう、妊娠～出産～乳幼児期～学童期とライフステージ※に応じた様々な支援を行います。
- ◆デジタル社会に対応した教育環境の整備や地域と一体になった学校教育の充実に努めます。
- ◆子どもが犯罪等に巻き込まれずに健やかに育つよう、青少年健全育成体制の充実を図ります。
- ◆あらゆる世代の住民が生涯学習や生涯スポーツ活動に取り組める環境の整備や既存施設の効果的な活用に努めます。
- ◆地域文化の継承として、伝統文化活動や文化財の保存活動を支援します。
- ◆本町にゆかりのある人や町外の地域とのつながりにより、住民間の交流や地域の活性化を図ります。

《基本方針Ⅲ》 福祉・医療が充実し、互いを認め合えるまちづくり

- ◆適切な医療体制を整えつつ、各種健（検）診や健康に関する情報提供、保健指導等により健康づくりや食生活の改善を推進します。
- ◆高齢者、障がいのある人、子ども・子育て家庭等に対して福祉施策の行き届いたまちづくりを目指します。

- ◆自助・共助・公助の観点からの助け合い・支え合いの精神に基づく地域福祉活動の充実を図ります。
- ◆人権教育による互いを認め合えるまちづくりを進めるとともに、男女共同参画社会の実現に向けた取組に努めます。

《基本方針IV》 生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり

- ◆道路・橋梁・水道や公共施設等の生活基盤について適切な維持管理に努めます。
- ◆災害への備えや防災体制等の充実を図ります。
- ◆公共交通網、道路網の維持保全等、生活の利便性と住環境の向上に努めます。
- ◆関係機関と連携しながら、第2青函トンネル構想の実現に向けた取組を推進します。
- ◆循環型社会の形成及び地球温暖化対策に取り組み、環境に優しいまちづくりを進めます。
- ◆日常生活を脅かす事故や犯罪等の防止に努めます。

《基本方針V》 一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり

- ◆地域コミュニティの活性化と住民交流の促進に努めるとともに、情報公開や意見交換等を積極的に進め、住民との協働によるまちづくりを進めます。
- ◆町の魅力の情報発信や移住・定住に関する様々な支援、空家の利活用等により、移住・定住を促進します。
- ◆持続可能な地域社会を実現するため、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）を意識したまちづくりを推進するとともに、町民に対して理解と周知に努めます。
- ◆行財政の健全な運営ため、業務効率化や財政シミュレーションの実施、効果的な広域連携を推進することにより、持続可能な財政運営と行政サービスの充実に努めます。

3. 計画の施策体系

まちの将来像の実現に向けた施策を展開するとともに、SDGs の視点も取り入れた持続可能なまちづくりを推進します。

基本構想	基本計画
まちづくりの テーマ 自然と人が織りなす 「持続可能なまち」「ふくしま」「幸せ実感コンパクトな町」	基本方針Ⅰ 産業を活性化し、 地域資源を生かす まちづくり 基本方針Ⅱ 次世代を育成し、 つながり、学び合う まちづくり 基本方針Ⅲ 福祉・医療が充実し、 互いを認め合える まちづくり 基本方針Ⅳ 生活基盤が安定し、 安全安心に暮らせる まちづくり 基本方針Ⅴ 一人ひとりが協働し、 持続可能な まちづくり
	1-1 水産業の振興 1-2 農林業の振興 1-3 観光業の振興 1-4 商工業の振興 1-5 就労・創業支援の充実 2-1 子育て支援の充実 2-2 教育環境の充実 2-3 生涯学習の推進 2-4 スポーツの振興 2-5 地域文化の振興と継承 3-1 高齢者福祉の充実 3-2 障がい者福祉と社会保障の充実 3-3 健康増進と保健・医療の充実 3-4 人権意識の高揚と男女共同参画の実現 4-1 町の基盤整備の推進 4-2 防災・消防体制の充実 4-3 土地利用と自然環境の保全 4-4 環境衛生の充実 4-5 生活基盤の確保 4-6 生活安全の確保 4-7 地域生活を支える取組の推進 5-1 協働のまちづくりの推進 5-2 地域間交流の促進 5-3 移住・定住の支援 5-4 情報発信の充実 5-5 行財政運営の推進 5-6 広域行政の推進

4. SDGsについて

SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

日本でも積極的に取り組まれており、本町においてもSDGsに参画できる取組を推進することとし、基本計画の各施策項目との関連性をP.37～P.38で示します。



《SDGsにおける2030年までの17のゴール》

1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4. すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
9. 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
11. 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12. 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14. 持続可能な開発のために海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

■SDGsと施策分野との関連性（一覧）※施策分野ごとに該当する主なSDGs

	基本目標1					基本目標2					基本目標3			
	産業を活性化し、 地域資源を生かすまちづくり					次世代を育成し、 つながり、学び合うまちづくり					福祉・医療が充実し、 互いを認め合える まちづくり			
	1-1 水産業の振興	1-2 農林業の振興	1-3 観光業の振興	1-4 商工業の振興	1-5 就労・創業支援の充実	2-1 子育て支援の充実	2-2 教育環境の充実	2-3 生涯学習の推進	2-4 スポーツの振興	2-5 地域文化の振興と継承	3-1 高齢者福祉の充実	3-2 障がい者福祉と社会保障の充実	3-3 健康増進と保健・医療の充実	3-4 人権意識の高揚と男女共同参画の実現
★SDGs（17のゴール）														
1. 貧困をなくそう						●	●							
2. 飢餓をゼロに		●	●					●						
3. すべての人に健康と福祉を						●	●	●	●		●	●	●	
4. 質の高い教育をみんなに						●	●	●						
5. ジェンダー平等を実現しよう														●
6. 安全な水とトイレを世界中に														
7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに														
8. 働きがいも経済成長も		●	●	●	●	●								
9. 産業と技術革新の基盤をつくろう		●	●	●	●	●								
10. 人や国の不平等をなくそう							●	●			●	●		●
11. 住み続けられるまちづくりを						●	●	●			●	●	●	
12. つくる責任つかう責任		●	●		●									
13. 気候変動に具体的な対策を														
14. 海の豊かさを守ろう		●												
15. 陸の豊かさも守ろう			●											
16. 平和と公正をすべての人に							●	●			●	●		●
17. パートナーシップで目標を達成しよう				●		●				●				

	基本目標4							基本目標5					
	生活基盤が安定し、 安全安心に暮らせるまちづくり							一人ひとりが協働し、 持続可能なまちづくり					
	4-1 町の基盤整備の推進	4-2 防災・消防体制の充実	4-3 土地利用と自然環境の保全	4-4 環境衛生の充実	4-5 生活基盤の確保	4-6 生活安全の確保	4-7 地域生活を支える取組の推進	5-1 協働のまちづくりの推進	5-2 地域間交流の促進	5-3 移住・定住の支援	5-4 情報発信の充実	5-5 行政運営の推進	5-6 広域行政の推進
★SDGs（17のゴール）													
1. 貧困をなくそう													
2. 飢餓をゼロに													
3. すべての人に健康と福祉を													
4. 質の高い教育をみんなに													
5. ジェンダー平等を実現しよう													
6. 安全な水とトイレを世界中に		●											
7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに				●									
8. 働きがいも経済成長も										●		●	
9. 産業と技術革新の基盤をつくろう		●		●		●				●			
10. 人や国の不平等をなくそう													
11. 住み続けられるまちづくりを		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
12. つくる責任 つかう責任													
13. 気候変動に具体的な対策を				●	●								
14. 海の豊かさを守ろう					●								
15. 陸の豊かさも守ろう					●								
16. 平和と公正をすべての人に								●					
17. パートナーシップで目標を達成しよう									●	●	●	●	●

5. 計画の推進に向けて

(1) 着実な計画の推進

本計画で定める「基本構想」に基づいて基本計画を策定します。また、「基本計画」に基づき「実施計画」を策定しますが、「実施計画」については毎年度の効果検証を行うとともに、必要に応じて修正することで、本計画の施策・事業の実効性を高めることとします。



(2) 全庁体制の構築と関係機関との連携等

本町の最上位計画でありまちづくりの基本指針となる本計画を推進するため、全庁を挙げて推進する体制の構築と関係機関との連携を図っていきます。また、広域的に取り組む必要のある事項については、道及び近隣市町と連携して推進してきます。

(3) 地域住民との協働・連携体制の構築

まちづくりの課題は、行政だけで解決できるものばかりではありません。地域住民が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるためには、地域住民による様々な助け合い・支え合いによる支援が必要であり、住民一人ひとりがこの計画の推進役となる必要があります。

そこで、本計画においては、地域住民をはじめ、産業関連団体、民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、ボランティアグループ等、広く協力を求め、協働による施策の展開に努めます。

基本計画

I

産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり

1-1. 水産業の振興



■ 施策の目的

- ◎「育てる漁業」を中心に、前浜資源を守り育て、安定的に生産できる漁業をめざします。
◎水産物のブランド化や加工品としての利用拡大により、付加価値を高めます。

■ 指標

指標名	現状値 (R4 実績)	令和6	令和7	令和8	令和9
漁業協同組合員数（人）	153	150	147	144	141
漁業協同組合取扱金額（百万円）	1,077	1,100	1,100	1,100	1,100
コンブ生産量（t）	677	650	650	650	650
水産業担い手支援者数（人：累計）	31	34	37	40	43
水産物地域ブランド化取組件数（件）	3	5	5	5	5

■ 実施する主な施策

近年の状況	今後の主な取組内容
(1)振興計画 ○漁業協同組合等と共に水産振興を図っていますが、さらなる連携が必要です。	■ 安定的に生産が可能な漁業の確立のため、「福島地域マリンビジョン計画」等に基づき関係機関と連携して漁業振興を図ります。
(2)漁場 ○町民による「お魚殖やす植樹会」の開催や「水産多面的機能発揮対策事業」として、ウニやアワビの餌となる雑海藻繁茂地帯を漁業者自らが除去活動を行っています。 ○引き続き、自然を守り育していく意識醸成を図る必要があります。	■ 山の保全が海や漁場の保全につながるため、植樹会を継続します。 ■ 漁業者が組織する漁場保全組織の支援をはじめ、磯焼け対策としてキタムラサキウニ等の生息密度管理を行い、町支援による藻場の保全等、限られた漁場の有効活用を図ります。
(3)漁港 ○第3種漁港の福島漁港(福島地区・浦和地区・白符地区)、第2種漁港の吉岡漁港、第1種漁港の岩部漁港があります。 ○町内のいずれの漁港でも、岸壁の経年劣化や漁業関連施設の老朽化が進んでおり、作業環境の改善等に取り組む必要があります。	■ 特定漁港漁場整備事業計画等に基づき、各漁港の整備を進めます。 ■ 利用状況を踏まえ、冬期や炎天下でも衛生的で高齢の漁業者でも作業しやすい漁労環境の改善を図ります。 ■ 老朽化している岸壁を改修します。
(4)漁港関連施設 ○越波防止を目的とした海峡横綱ビーチ(道施設)の適切な施設管理に努めています。 ○みなと交流館は、密漁監視や漁業者等のトイレ利用等に、長年使用されています。	■ 海峡横綱ビーチの適切な施設管理を継続します。 ■ みなと交流館については、地場産業の振興も視野に、引き続き適切な活用と維持管理を行います。

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(5)漁船漁業</p> <p>○イカやマグロ等が水揚げされており、イカは主にスルメの原料に利用され、マグロは「海峡マグロ」として出荷されています。</p> <p>○津軽海峡に面した他の地域に比べ、海峡マグロの知名度が低いため、知名度向上に向けたさらなる広報活動が必要です。</p>	<p>■水揚げされたマグロの品質向上をめざし、付加価値を高めるために、引き続き統一された方式にて処理を行います。また、「海峡マグロ」という名前とともに、その良さを町内外に積極的にPRします。</p>
<p>(6)栽培型漁業</p> <p>○コンブ養殖漁業は、漁業生産額の大半を占める町の基幹漁業となっています。</p> <p>○コンブ養殖漁業において、各漁家は陸上作業員の確保に苦慮している状況であり、養殖作業の省力化・最適化が必要です。</p> <p>○種苗として、ウニ、アワビ、ヒラメ、クロソイ等を育成及び放流しています。</p> <p>○生産性の向上に資するため、適切な放流と種苗生産等施設の適切な維持管理が必要です。</p>	<p>■コンブ養殖の現状における一連の作業形態の把握や若手漁業者を中心とした意見集約により、将来的に人員減の中でも生産性の維持・向上が可能となるよう、養殖作業の省力化・最適化を核とした将来ビジョンを検討します。</p> <p>■深浅移植や種苗放流により、資源の維持、安定を図ります。</p> <p>■環境に合った育成、放流を行い、生産性を高めます。</p> <p>■アワビ陸上養殖事業の企業化をめざし、アワビ陸上養殖技術の確立、販路確保、加工品の開発に取り組みます。</p> <p>■総合型種苗生産等施設を整備し、健苗生産及びコスト削減に努めます。</p>
<p>(7)水産物の加工・販売</p> <p>○コンブの加工品について、加工体制が限られており、販売の拡大には至っていません。</p> <p>○(株)北海シーウィードにより養殖の間引きコンブを1次加工し、(株)ヤマザキにて当該コンブを惣菜として販売をしています。</p> <p>○町内には主にスルメを生産する水産加工業者が7社ありますが、加工原料及び就業者の確保に苦慮しています。</p>	<p>■水産物全般の加工生産体制の確立、地元を含む販路の確保と拡大に取り組みます。</p> <p>■官民が共同して、養殖の間引きコンブを活用した加工品の商品化を進めます。</p> <p>■福島町地元企業雇用等促進事業により、福島商業高校新卒者の雇用促進、外国人技能実習生の受け入れ体制の整備等、就業者の確保について支援します。</p> <p>■産業振興資金貸付金の利用を促進します。</p>
<p>(8)漁業振興、担い手育成</p> <p>○漁場環境の変化による資源量の減少、魚価の低迷や燃油価格等の高騰により経営への負担が増大し、事業者は漁業設備の維持や更新に苦慮しています。</p> <p>○担い手育成事業(奨励金)により漁業後継者や新規着業者への支援が求められています。</p>	<p>■設備投資等に対する資金返済の利子補給を引き続き実施します。</p> <p>■漁業に従事しようとする方に対して、担い手育成事業及びチャレンジスピリット応援事業により支援します。</p>
<p>(9)漁業への理解</p> <p>○小学生を対象とした食育教室の開催等により、地元の水産物や漁業について理解を深める機会を設けています。</p>	<p>■漁業者や漁協女性部と連携しながら、地元の水産物を利用した町民向け料理教室等を開催し、水産物や漁業への理解を深めます。</p>

1－2. 農林業の振興



■ 施策の目的

- ◎各作物の収穫量を安定させ、町内消費拡大と町外への販路拡大を図ります。
- ◎適切な管理体制の継続に努めながら、森林資源を適正に管理していきます。
- ◎特用林産物の振興推進により、所得の安定・向上を図ります。

■ 指標

指標名	現状値 (R4 実績)	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
専業農家戸数（戸）	9	8	8	8	8
経営耕地面積（ha）	126	126	126	126	126
米収穫量（t）	100	90	90	90	90
農林業担い手支援者数（人）	3	3	3	3	3
有害鳥獣駆除従事者数（人）	4	3	3	3	3
林業専用道の整備延長（m）	11,373	11,773	12,173	12,573	12,973
森林整備面積（ha）	23	15	15	15	15
原木シイタケ生産量（t）	10	9	9	8	8

■ 実施する主な施策

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(1) 営農</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主要作物の水稻のほか、そばやブルーベリー、各種野菜を栽培しています。 ○各農業者の高齢化や後継者不足により作付面積を増やすことが困難な状況です。 ○タブレット端末により農業委員が農地の状況を把握し適切に管理を行う取組を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■各農業者が営農を継続できるよう、町として団体等に対し支援を行います。 ■ふるさと納税制度も活用しながら、農産物の販路拡大を支援します。
<p>(2) 鳥獣害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エゾシカ、ヒグマ、小動物等による食害や踏み荒らしについては「鳥獣被害対策防止計画」により被害抑制を図っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ハンターが有害鳥獣駆除員として活動しており、担い手支援事業を活用しながら有害鳥獣の駆除に努めます。 ■有害鳥獣減容化処理施設の稼働によりハンターの業務軽減に努めます。

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(3)農業振興、担い手育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生産者で組織する農業協同組合をはじめ農業関係団体の支援に努めています。 ○千軒地区では、千軒そば生産会によるそばの生産や「千軒そば屋」が運営されています。 ○農林業担い手養成事業等、町の支援事業を活用しながら、担い手の確保や育成に努める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ■農業協同組合への支援を行いながら、今後の組織のあり方を協議します。 ■農業に従事しようとする方に対し、担い手育成事業により支援します。 ■千軒そば生産会等の町内での活動及び千軒そば生産施設活用した効率的な生産が可能となったことから、町外へ「千軒そば」の普及等、地域の取組を支援します。
<p>(4)農業への理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学校5年生に、黒米の田植えやブルーベリーの収穫を体験する「教育ファーム」等、地域の農業にふれあう場を設けています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども向けの農業体験を開催し、町の農業を学べる機会を設けます。 ■教育ファームを通じて、黒米、ブルーベリーの栽培を町内にPRします。
<p>(5)農産物の加工・販売</p> <ul style="list-style-type: none"> ○千軒地区では、そばを栽培から販売までを行っています。 ○町内産白米の多くは、地元で消費されており、また、学校給食センターでは白米使用量の約90パーセントを使用しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■商品開発から流通・販売を支援します。 ■加工品の利用拡大に向けた普及PRの取組を支援します。 ■水稻生産農家において、各種農機具の老朽化が著しい状況となっていることから、共同利用施設等の整備により、水稻生産の維持及び学校給食センターへの提供を継続できるよう支援します。
<p>(6)民有林・町有林等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本町は道南スギの人工林地帯であり、森林面積は町の面積の約93%を占めています。森林面積のうち民有林・町有林等は約2割、国有林・道有林が約8割です。 ○民有林の振興及び林業経営の安定と森林の公益的機能の向上を図る必要があります。 ○「森林経営計画」に基づき、補助制度を活用しながら森林の管理や整備を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■森林環境譲与税を危険木伐採等に係る助成の財源とともに、国庫補助対象外の小規模施業に対する補助財源とし、森林整備を促進します。 ■民有林所有者が国庫補助事業に基づく森林施業を実施した場合、民有林振興補助金の交付により、森林施業を支援します。 ■伐期を迎えた森林の積極的な伐採等の森林整備を実施し、木材の有効利用をめざすとともに、町有林の適正管理とゼロカーボンに寄与する取組を推進します。
<p>(7)林道・作業道</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年次計画により、林道や作業道の整備、維持管理を行っています。 ○急傾斜地等、間伐や木材搬出が困難な地域があるため、路網整備を推進し、民有林事業の活性化を図ることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ■間伐等の森林整備の効率化を図るために、林道の維持補修整備や作業道等の整備に努めます。

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(8)地域材の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域材利用推進方針に基づき、建築物及び公共土木に地域材の利用を推進しています。 ○地域材（道南スギ）の利用啓発として、森林環境譲与税を活用した取組を推進します。 	<p>■新たな吉岡温泉において木質バイオマスボイラーのチップの供給や公共施設への建材使用等、地域材の活用を促進します。</p>
<p>(9)特用林産物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町有林等からほどだ木を供給し、原木でシイタケを栽培しています。 	<p>■ブランド化している「横綱椎茸」の生産安定に向けて、ほどだ木確保対策を進めます。</p> <p>■近年、購入するほどだ木が高騰していることから、シイタケ生産の安定供給が図られるよう支援します。</p>



横綱椎茸



教育ファーム_ブルーベリー収穫体験



教育ファーム_黒米田植え



黒米



千軒そば

1－3. 観光業の振興



■ 施策の目的

- ◎「横綱の里」や町内の観光資源を積極的にPRし、町内への観光や立ち寄りを増やします。
- ◎観光資源の魅力を高めて来訪者の満足度を高め、観光誘客につなげます。
- ◎外国人観光客への対応等、国際化に対応したまちづくりを進めます。

■ 指標

指標名	現状値 (R4実績)	令和6	令和7	令和8	令和9
観光客の年間入込数（人）	188,000	193,000	196,000	200,000	205,000
横綱記念館の入館者数（人）	8,200	10,000	11,000	11,500	12,000
青函トンネル記念館の入館者数（人）	9,000	10,000	11,000	11,500	12,000
岩部クルーズ乗船客数（人）	1,809	2,000	2,000	2,000	2,000
観光イベントの年間入込数（人）	9,820	10,000	10,500	11,000	12,000

■ 実施する主な施策

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(1)関係組織との連携</p> <ul style="list-style-type: none">○「福島町観光協会」と「一般社団法人福島町まちづくり工房」は事務局を役場庁舎内に置いており、観光に関して官民挙げた取組を進めています。○北海道新幹線開業に合わせ「新幹線木古内駅活用協議会」が立ち上がり、現在は9町連携で交流人口創出の取組を実施する等、近隣自治体と連携して広域観光に関する取組を推進しています。	<ul style="list-style-type: none">■福島町観光協会と一般社団法人福島町まちづくり工房について、将来的な一体化を視野に連携した組織強化に向けた体制づくりを進めます。■「新幹線木古内駅活用推進協議会」での観光PRのほか、スタンプラリーの実施や北海道新幹線の増便等の取組を推進します。■公益社団法人北海道観光振興機構の「誘客促進事業」に協同し観光PRのほか、旅行会社等へのプレゼンテーションを推進します。

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(2)広報・PR、観光スポットへの誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページや福島町観光協会公式 SNS* 等、インターネットによる観光 PR に努めています。 ○道内外で観光プロモーション及び旅行会社へのプレゼンテーション、特産品の販売を通じて観光客の誘致や特産品の販売促進に努めています。 ○英語版観光パンフレットの制作ほか、両記念館のキャプションを全て多言語化しました。また、観光 HP を多言語対応とする等、取組を加速させています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■国内観光客のみならずインバウンドにも対応できる体制づくりを進めます。 ■観光案内所や JR 主要駅等に設置するパンフレット等について、適切な改訂に努めます。 ■道内外で観光プロモーション及び旅行会社へのプレゼンテーション、特産品の販売 PR を更に推進します。 ■北海道への直通便がある国を中心にプロモーション活動を強化し、インバウンド誘客活動を推進します。
<p>(3)自然景観スポット</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「松前矢越海岸道立自然公園」にも指定されている岩部海岸や、蝦夷キリシタン殉教の地として知られる秀峰「大千軒岳（標高 1,072 m）」があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ■町が誇る自然景観スポットについて、現状の資源を保全するとともに、観光誘客につながるように努めます。
<p>(4)観光施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主な観光施設として「横綱千代の山・千代の富士記念館」と「青函トンネル記念館」があります。 ○道の駅に「福島町特産品センター」が併設されており、観光情報の発信や特産品の販売を行っています。 ○老朽化が進んでいる施設が多く、計画的な整備等、観光誘客につながる魅力の創出が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ■両記念館の入館者数の増に向けた取組を行います。 ■道の駅について、現施設の管理体制の見直しを検討し、特産品の販売促進に向けた取組を行います。 ■横綱千代の山・千代の富士記念館について、施設全体及び映像システム等の老朽化が進んでおり本計画期間内での整備をめざします。 ■青函トンネル記念館については、メモリアルパークを含む屋外展示物及び映像システム等の老朽化が進んでいるほか、北海道新幹線が札幌市まで延線されることにより映像等の更新が必要となるため、本計画期間内で整備をめざします。 ■岩部地区等活性化基本構想に基づき、岩部地区等に新たなオートキャンプ施設の整備を検討するなど、宿泊も可能な地域づくりを進めます。 ■岩部クルーズについては、乗船希望者が定員を大幅に超えていることから、運航及び組織体制の強化を支援します。

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(5)観光メニュー、特産品の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○二大横綱の出身地や青函トンネル工事基地に絡めた体験型観光や、「岩部クルーズ」等の自然体験型観光等、今後も体験型観光の整備が必要です。 ○「あわびカレー」、「いかとんびパスタ」、「千軒そば」、「なまらスパイス」等、特産品や地元グルメ等の開発は近年で30品目を超えています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■地域資源を活かした、常時受入れ可能な体験型観光のメニューを開発し、滞在時間を延ばす取組を実施します。 ■特産品や地元グルメの開発等により、町の魅力を高め、観光誘客につなげます。 ■主要都市でのPRや北海道どさんこプラザへの出品、ふるさと納税の返礼品等、あらゆる機会を有効に活用し、特産品の販売拡大を促進します。
<p>(6)観光イベント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○横綱ビーチでは「やるべ福島イカまつり」、相撲イベントとして「北海道女だけの相撲大会」等、活気あふれるイベントを開催しています。 ○国の重要無形民俗文化財に指定されている「松前神楽」の舞が観賞できる「千軒そばの花観賞会」や、トレッキングができる「殿様街道探訪ウォーク」が開催されています。 ○横綱記念館では、九重部屋夏合宿を開催しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■観光誘客や関係人口・交流人口の拡大につながる魅力的なイベント等の企画と運営に努めます。 ■夏の風物詩となっている九重部屋夏合宿をはじめ、相撲に関するイベントを通じて、横綱の里づくり事業を推進します。
<p>(7)国際化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海外から道への観光旅行者が増えている中、当町も外国人の観光客への対応が必要です。 ○観光案内等の多言語対応を進めるとともに、道の駅と両記念館においてポケトークの配布を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■主要施設や観光案内等において多言語化を行い、海外からの観光客に対応した環境づくりを進めます。 ■多言語を話せる人材を確保し、インバウンドの受入れ体制の強化を図ります。



あわびカレー



いかとんび入り
和風パスタ

1－4. 商工業の振興



■ 施策の目的

- ◎商工業者の所得向上に向けた取組を支援します。
- ◎町内の消費拡大と町外への販路拡大に向けた取組を推進します。

■ 指標

指標名	現状値 (R4 実績)	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
商工業者数（件）	198	198	198	198	198
物産展等への年間参加回数（回）	4	5	6	6	6
物産展等への年間参加事業者数（社）	2	3	3	3	4
商工会への補助事業件数（件）	2	2	2	2	2

■ 実施する主な施策

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(1)商工会組織や商工業者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福島町商工会との連携を密にし、町内商工業の経営改善を支援しています。 ○商工業者に信用保証料等の補給、各種融資制度等により経営の安定を促進しています。 ○町内での消費が減衰する状況にあるため、ポイント組合加入者の店でポイントがたまる IC ポイントカードシステムや商工会が発行するプレミアム付商品券に対する支援等、地域での消費拡大に努めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■福島町商工会を通じて「伴走型小規模事業者支援推進事業」等を活用し、町内商工業の経営改善を支援します。 ■商工会、信金、北洋銀行と定期的に中小企業融資制度について意見交換を実施し、関係金融機関と連携を深め、町内商工業者が利用しやすい融資に努めます。 ■プレミアム付き商品券発行事業への支援等により、町内での消費拡大を促進します。
<p>(2)地場産品の生産と販路拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特産品を活用し、「なまらスパイス」「いかとんび入り和風パスタ」等の製品開発を町内事業者が行っており、販路及び消費拡大の PR を実施しています。 ○新製品の継続的な開発と特産品の PR と、インターネット販売等による販路拡大が求められます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■新製品開発や販路及び消費拡大へ向けての町内外の事業者等と協議を推進します。 ■販売促進に向けた物産展等に参加します。 ■北海道どさんこプラザ等、新たな売場やインターネットでの販売拡大を促進します。

1－5. 就労・創業支援の充実



■ 施策の目的

◎人材を「人財」に高める取組や、基幹産業の担い手育成や起業支援、企業誘致等により、町の活性化や雇用拡大につなげます。

■ 指標

指標名	現状値 (R4 実績)	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
産業活性化サポート事業の補助件数(件)	1	2	2	2	2
進出企業サポート(件)	0	1	1	1	1
起業件数(件)	0	1	1	1	1

■ 実施する主な施策

近年の状況	今後の主な取組内容
(1)次世代を担う人財育成 ○「福島町人財育成基金条例」を平成 27 年 12 月に制定し、町の将来を担うあらゆる分野の人財育成のため、資格取得に関する財政支援を行っています。	■「福島町人財育成基金条例」に基づき、町民のニーズを捉えながら人財育成に関する支援に取り組みます。
(2)主要産業の担い手育成 ○町の基幹産業である水産業や農林業では、高齢化に加え担い手不足による就労者の減少が深刻な状況にあるため、「農林水産業担い手養成支援制度」により、後継者の育成に取り組んでいます。	■水産業と農林業の持続的な担い手確保のため、後継者対策や従事研修・養成研修等に対する助成等の取組を行います。
(3)産業再生、雇用の場の拡大・創出 ○連携協定を締結している各大学や関係機関の協力のもと、産業振興と地域の活性化を図る取組を進めています。 ○「チャレンジスピリット応援事業」や「雇用奨励等支援事業」により、起業や新たな雇用を創出する事業への支援をしています。 ○「渡島西部通年雇用促進協議会」で、通年雇用化へ向けての各種セミナー、出稼ぎ就職相談会、技能講習を行っています。	■产学官の連携のもとに産業活性化に資する取組を進めます。 ■町で新たに起業する個人・法人の活動に対して支援します。 ■無料職業紹介所により、町内外の求人に応じるとともに、労働者を支援します。

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(4)企業誘致</p> <p>○地理的・地形的要因により積極的な誘致活動は行っておりませんが、平成25年にIT関連企業の誘致が1件、平成29年に間引き昆布加工の現地法人が設立されています。</p>	<p>■青少年交流センターを活用したテレワーク等の受け入れを通じて、当町の良さを実感していただくため、協定を締結している企業等に対しPRを行います。</p>

2-1. 子育て支援の充実



■ 施策の目的

◎地域全体で、安心して子どもを産み育てられる環境の体制整備を図ります。

■ 指標

指標名	現状値 (R4 実績)	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
ゆりっこ広場の年間開催数（回）	41	40	40	40	40
乳幼児健診の実施数（回）	12	12	12	12	12

■ 実施する主な施策

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(1)認定こども園</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「認定こども園福島保育所」として保育所型の認定こども園として機能しており、保護者の就労状況に関わらず入園が可能となっています。 ○老朽化が進む施設の維持や遊具の安全性を確保することが求められます。 ○保育料については、子育て世帯の負担軽減のため無償化を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■あらゆる感染症予防を徹底し、家庭や地域社会との交流連携を進め、幼児期に必要な体験や経験を積む機会を広げていきます。 ■施設の維持と適切な遊具管理に努めながら保育サービスの充実に努めます。 ■子育てを望む人、子育て中の人が安心とゆとりを持って子どもを産み育てられるよう、引き続き負担の軽減に努めます。
<p>(2)地域子育て支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認定こども園福島保育所に「地域子育て支援センター」を併設し、子育て中の保護者との子どもの交流の場として、子育てサロンや育児相談（電話・来所）を行っています。 ○広報誌やホームページ等により「地域子育て支援センター」の周知を図るとともに、利用者のニーズに合ったサービスを提供する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ■町広報誌や保育所のホームページ、関係窓口等で、「地域子育て支援センター」の活動内容を周知します。 ■平日の午後と土曜日にも自由開放する等、子育て世代の交流広場として引き続き取組を進めます。

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(3)子育て相談、情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新生児訪問や月1回「育児教室」を開催しているほか、電話、メールでの育児相談を随時行っています。 ○「子育てガイドブック」を作成し、妊娠・出産・子育てに関する情報をわかりやすく提供しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■育児不安の解消のため、育児に関する助言、状態に応じた保健指導等を行います。 ■「子育てガイドブック」の充実のため、内容の見直しを継続して実施します。
<p>(4)乳幼児健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ○月1回乳幼児健診を実施し、個々の月齢発達に合った診察と指導を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■町外の小児科医に委託し、月1度の乳幼児健診を継続して実施します。 ■出産するまでの間、不安を抱える妊婦に対し、妊婦さん支援給付金事業を継続して実施します。
<p>(5)経済的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子ども医療費、ひとり親家庭等医療費、重度心身障がい者医療費に関して、高校卒業までの自己負担を無償化しています。 ○福島町での子育てを地域で応援するため、出産祝金を支給しています。 ○ひとり親世帯に対し、児童扶養手当の相談や申請書の進達等を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■安心して子どもを産み育てる環境の充実のため、医療費無償化や出産祝金交付事業を引き続き実施します。 ■町広報誌やホームページ等において、各種支援制度について周知します。
<p>(6)児童公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町内2箇所に児童遊具を設置しており、地域の子どもの遊び場として利用されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の意向や利用状況等を踏まえながら、遊具の修繕や清掃活動を行います。
<p>(7)学童保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福島小学校の空き教室を活用し、保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、無料で学童保育を実施しています。 ○学童保育指導員及び補助員等により子ども同士が自主的に活動する環境づくりを進めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■子育て世帯が安心して児童を預けられるよう、学童保育の充実に努めます。
<p>(8)子育て支援ネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの人権に対する意識の向上を目的として、関係機関が連携し虐待防止等の課題の共有や対応を協議しています。 ○要保護児童に関する情報の共有、迅速な対応が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ■道及び教育福祉部門と連携しながら人権意識の啓発を図ります。 ■育児困難家庭を把握するとともに、必要な支援を行うことにより、虐待等の未然防止に努めます。

2-2. 教育環境の充実



■ 施策の目的

- ◎生きる力と確かな学力の定着をめざし、子どもたちが自ら進んで学習に取り組む意識の向上に努めます。
- ◎教職員の資質の向上や指導体制の充実に努め、学習内容の理解度の向上に努めます。
- ◎地域の特色を活かした安全・安心でおいしい給食の提供と食育の推進に努めます。
- ◎福島商業高等学校の魅力が高まるよう、支援に取り組みます。
- ◎子どもが健やかでたくましく成長できるよう、町民ぐるみで支援を行います。

■ 指標

指標名	現状値 (R4 実績)	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
教職員向け研修会等参加者数（人）	20	20	20	20	20
学習支援等臨時教員配置数（人）	3	3	3	3	3
ALT配置数（人）	2	2	2	2	2
学校給食における地場産物の使用割合（%）	54	50	50	50	50
福島商業高等学校への入学者数（町内外含む） (人)	10	20	20	20	20

■ 実施する主な施策

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(1) 幼児教育</p> <p>○家庭や地域の理解のもと、私立幼稚園と公立認定こども園が幼児教育の充実に努めています。</p>	<p>■「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児教育の充実に努めます。</p> <p>■福島幼稚園に対し、運営費の助成を行います。</p>
<p>(2) 小中学校の教育</p> <p>○新学習指導要領に基づいた「確かな学力」の定着や、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成をめざすとともに、教職員の資質向上にも努めています。</p> <p>○水産業や相撲に親しむ教育等、子ども達が生まれ育つ町を誇りに感じられる教育を推進しています。</p>	<p>■教職員の研修や視察を通じて指導方法の改善を図り、教職員の資質向上に努めます。</p> <p>■学習支援員を小学校に配置し、子どもの学びを促進します。</p> <p>■ALT（外国語指導助手）の配置、タブレット端末等を利用したICT教育の充実等により、社会潮流の変化にも対応できる学校教育環境の整備・充実に努めます。</p> <p>■町を誇りに感じられるふるさと教育を推進します。</p>

近年の状況	今後の主な取組内容
(3)給食 ○幼稚園から小中学校及び商業高校まで給食を提供しており、地産地消を心がけながら、食に関する子どもの健全育成に努めています。 ○給食費については、幼稚園から小中学校及び商業高校在籍者までを無償としており、子育て家庭の負担軽減に努めています。	■給食が継続して提供できる体制整備に取り組みます。 ■給食費の無償化について継続して取り組みます。
(4)義務教育のインフラ整備 ○町内には福島小学校、吉岡小学校、福島中学校の3校がありますが、老朽化が進んでおり修繕が必要です。 ○長距離通学の児童・生徒に対してはスクールバスで送迎を行っています。 ○教職員住宅が老朽化していたため、令和2～4年度に大規模改修を実施しました。	■各学校施設の長寿命化計画を策定し、計画的な改修や維持管理を実施します。 ■小学校での教科担任制や中学校での免許外教科担任等の教育課題に対応するため、将来的な「義務教育学校」の調査、研究を行います。 ■児童生徒が安全に通学できるようスクールバス等を適切に維持管理します。 ■教職員住宅の維持管理に努めます。
(5)高等学校 ○福島商業高等学校の存続のため、入学奨励金、通学補助、資格取得補助等の各種経済的支援を実施しています。 ○福島町青少年交流センター新潮学舎の完成により、令和5年度より受入体制が整っています。	■商業高校ならではの魅力ある教育内容を保護者・生徒説明会でPRする等、引き続き入学者の確保に努めます。 ■福島町青少年交流センター新潮学舎の整備により、入学希望者の受入体制の充実に努めます。
(6)奨学金制度 ○子育て家庭の経済的負担軽減のため、奨学金制度を運用しています。	■町広報や各戸配布チラシ等により、児童生徒・保護者に対し周知に努めます。

福島商業高校（外観）



2－3. 生涯学習の推進



■ 施策の目的

- ◎町民一人ひとりの生涯学習活動を支援するために必要な体制を維持・充実します。
- ◎子どもから大人まで読書に親しんでもらえるよう、読書活動を推進します。

■ 指標

指標名	現状値 (R4 実績)	令和6	令和7	令和8	令和9
文化系生涯学習ボランティアの人数（人）	21	21	21	21	21
町民一人当たりの図書年間貸出冊数（冊）	5	5	5	5	5
町民の図書室利用者登録数（人）	422	430	430	430	430
全講座の年間参加率（%）	33	35	35	35	35
高齢者学級・地域生活学級参加者数（人）	0	60	60	60	60

■ 実施する主な施策

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(1)推進体制</p> <ul style="list-style-type: none">○文化系生涯学習の個人ボランティアについて、高齢化等により、指導者の登録数が減少しています。○「ふくしま町女性の会」を中心に、生涯学習に係るボランティアを行っています。○生涯学習の活動拠点である福祉センターの維持管理に努めています。○福祉センター内の図書室について、蔵書の充実に努めるとともに、未就学児・児童生徒等に対して本に親しむ機会を提供しています。	<ul style="list-style-type: none">■社会教育主事を配置し、個人ボランティアやボランティア団体と連携を図るとともに、新たな指導者の確保にも努めます。■図書室について町民のニーズに応じた蔵書の充実に努めるとともに、「子ども読書活動推進計画」により年少期から本に親しむ機会の提供に取り組みます。■図書ボランティアの支援により、図書室運営の円滑な推進を図ります。

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(2)ライフステージに応じた生涯学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幼児を対象に演劇・人形劇・影絵等の鑑賞機会を設けて、情操教育につなげています。 ○夏休み期間終了後の生活リズムを取り戻すため、小学校高学年を対象に「通学合宿」を実施しています。 ○青少年が日常生活の中で体験し、日頃考えていることを広く訴える「青少年の主張大会」を開催しています。 ○生活講座事業により、成人向け講座を開催しています。 ○「高齢者学級」により、高齢者の健康増進や世代間交流を図っています。 ○地域住民を対象に、希望に応じて「地域生活学級」を開催しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■幼児向けの情操教育に取り組みます。 ■小学校高学年向けの通学合宿事業を引き続き実施します。 ■「青少年の主張大会」を引き続き開催します。 ■ニーズの把握に努めながら、成人向け講座の開催や地域の生涯学習機会の提供に努めます。 ■高齢者が生きがいを見つけ健康で明るい豊かな生活を送る学習の機会を提供することが必要であり、時代に適応した高齢者学級のプログラムの工夫と充実に努めます。 ■地域の主体性を尊重した「地域生活学級」を開催します。



2-4. スポーツの振興



■ 施策の目的

- ◎ライフステージに応じた体力・健康づくりに親しめるよう、生涯スポーツを推進します。
- ◎スポーツを安全かつ快適に楽しめるよう、スポーツ関連施設の適切な維持管理に努めます。

■ 指標

指標名	現状値 (R4 実績)	令和6	令和7	令和8	令和9
南北海道駅伝競走大会参加者数	270	300	300	300	300
体育施設の一人当たり年間利用回数(回)	3	3	3	3	3
スポーツ団体登録数(団体)	11	11	11	11	11
スポーツ団体加入者数(人)	195	195	195	195	195
体育系生涯学習指導者登録数(人)	10	10	10	10	10
スポーツ関連施設数(箇所)	6	6	6	6	6

■ 実施する主な施策

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(1)指導者の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none">○人口減少や高齢化により、町で把握している指導者数が減少しています。○スポーツ推進委員を委嘱し、各スポーツ事業への協力を仰いでいます。	<ul style="list-style-type: none">■福島町スポーツ協会やスポーツ推進委員と情報共有し、団体内での指導者の育成を支援するとともに、新たな指導者の確保に努めます。
<p>(2)機会提供</p> <ul style="list-style-type: none">○「南北海道駅伝競走大会」には、毎回、町内外から多くのランナーが参加しています。○地域において町内会合同による運動会が開催されています。○ジュニアスイミングスクールや相撲に親しむ教室等、年少者が参加できる機会の提供を行っています。	<ul style="list-style-type: none">■伝統ある「南北海道駅伝競走大会」を継続して開催します。■吉岡小学校の運動会に、吉岡地域町内会も合同で参加できるような体制づくりに努めます。■年齢を問わず参加できる運動機会の提供に努めます。

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(3)スポーツ団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ○少年団体は野球、空手、相撲、フットサルのチームがありますが、児童数の減少により活動が縮小傾向です。 ○福島町スポーツ協会と連携して各成人団体の活動を把握して支援を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■年少期の体力向上策の観点から、各団体や学校等と連携して、少年団体の維持及び活性化に努めます。 ■地域スポーツ振興の観点から、福島町スポーツ協会等と連携し、成人団体の維持及び活性化について、連携・協力に努めます。
<p>(4)体育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○体育施設としては、総合体育館、町民プール、パークゴルフ場、野球場等があります。 ○町民が有効活用できるよう、各施設の維持管理が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ■「公共施設維持保全計画」に基づき、各施設の適切な維持管理を行います。



2－5. 地域文化の振興と継承



■ 施策の目的

- ◎文化芸術の振興により町民の生活に潤いと安らぎをもたらすよう努めます。
- ◎町の貴重な文化財を保存し、次世代へと継承します。

■ 指標

指標名	現状値 (R4 実績)	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
文化芸術事業参加者数	251	260	260	260	260
町民文化祭入場者数（人）	663	680	680	680	680
有・無形文化財の公開（回数）	9	11	11	11	11

■ 実施する主な施策

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(1)文化芸術活動</p> <ul style="list-style-type: none">○文化団体協議会の加盟団体と連携し、町民文化祭をはじめ、道民芸術祭や四町ブロック文化祭へ出品していますが、高齢化等により加盟団体数が減少傾向です。○現在は各団体の指導者が中心となり活動していますが、指導者も高齢化してきており、継承できる指導者の育成が必要です。○木古内町、知内町、松前町の4町による小学生対象の「四町芸術鑑賞会」の開催や一般町民向けの芸術鑑賞会を実施しています。	<ul style="list-style-type: none">■文化団体協議会の加盟団体に対して、各種文化事業の運営や出展・出演を促すとともに、指導者の育成についても支援します。■町民が文化芸術に触れる機会の提供に努めます。
<p>(2)文化財保護</p> <ul style="list-style-type: none">○町内の埋蔵文化財包蔵地や有形文化財について、「文化財マップ」や「北海道ふくしま歴史物語」の作成、道・町指定の有形文化財の一般公開等により、周知に努めています。○国の重要無形民俗文化財に指定されている「松前神楽」をはじめ、「福島大神宮祭礼行列」「白符荒馬踊り」が無形民俗文化財として指定されています。○文化財は町民にとって貴重な財産であり、保存伝承を図る必要があります。	<ul style="list-style-type: none">■有形・無形の文化財について、広報誌やリーフレット、ホームページ等で広報し周知に努めます。■文化財等の一般公開、埋蔵文化財に係る講座や吉岡小学校の空き教室を利用し埋蔵文化財の一般公開・展示方法を含めた整備を行い、文化財への関心を高めます。

III

福祉・医療が充実し、互いを認め合えるまちづくり

3-1. 高齢者福祉の充実



■ 施策の目的

◎高齢になっても安心して生活し続けられる地域体制づくりに取り組みます。

■ 指標

指標名	現状値 (R4実績)	令和6	令和7	令和8	令和9
要介護者の割合 (%)	17.02	20%以下	20%以下	20%以下	20%以下
ふれあい教室年間開催数(回)	67	60	60	60	60

■ 実施する主な施策

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(1)介護予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ふれあい教室、自立デイサービス、要支援者へのサービス等を実施しています。 ○地域での自発的な取組や地域支援事業の充実等により、介護予防の推進が必要です。 	<p>■地域包括システムの中核機関である地域包括支援センターの組織体制を充実し、介護予防・日常生活支援総合事業や認知症施策、在宅医療・介護連携等を推進します。</p>
<p>(2)見守り体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町の事業所等と協定を結び、高齢者宅の訪問時や配達時等に異変があった場合は警察等の専門機関により対応しています。 	<p>■地域住民や事業所等との連携により、高齢者宅等の配慮が必要な世帯に対する見守り体制を強化します。</p>
<p>(3)高齢者福祉サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町内には、特別養護老人ホーム、グループホーム、デイサービスセンター、ショートステイがあり町内社会福祉法人で運営されています。また、生活支援ハウスは同社会福祉法人へ管理委託し、町が運営しています。 ○超高齢社会に対応するため、サービスの維持・向上が求められます。 	<p>■社会福祉法人が行う施設整備等を支援します。</p> <p>■高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう維持管理を行いながら生活支援ハウスを運営します。</p>

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(4)介護給付の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護給付費については、介護保険給付費においては横ばいの状況が続いている状況です。 ○介護保険料については、介護給付費の状況を踏まえ算定しており、同額で推移しています。 ○介護保険料の滞納者に対しては、訪問・通知により滞納解消を図っています。 	<p>■国の指針及び「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、要介護認定や介護給付の適正化等により介護保険事業の持続可能性の担保に努めます。</p> <p>■第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においては、これまでの介護給付費の状況を踏まえ、現状では改定をしない見込みであります。が、第10期及び第11期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成時においては、社会情勢等を勘案し、適正な介護保険料となるよう努めます。</p>



3 – 2. 障がい者福祉と社会保障の充実



■ 施策の目的

- ◎障がい者の自立と社会参加の実現に向けて障がい福祉サービス等を充実します。
- ◎要保護世帯に対して経済的な自立に向けた支援を行います。
- ◎国民年金、国民健康保険等の社会保障制度について周知し、理解を促します。

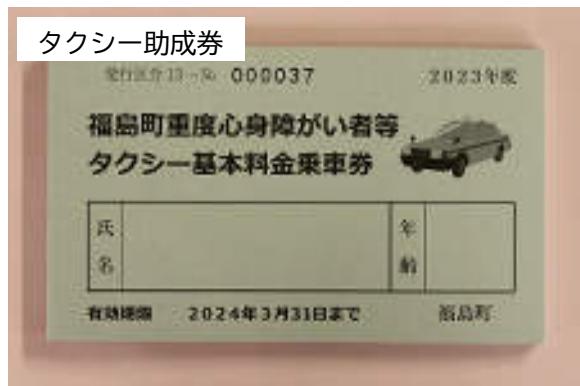
■ 指標

指標名	現状値 (R4 実績)	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
障がい者団体会員数（人）	14	14	14	14	14
要保護世帯数（世帯）	102	99	97	94	92
国民年金制度等の町民周知年間回数（回）	12	12	12	12	12

■ 実施する主な施策

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(1)障がい福祉の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域自立支援協議会において、教育・福祉・就労等の各関係機関や団体と協議を行い、障がい福祉の充実に努めています。 ○窓口での相談受付やパンフレットの作成・配布により障がい福祉サービスや制度の周知を図っています。 ○対象者に対してタクシー助成や医療費支援を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■関係機関や団体等と連携して障がい福祉施策を推進します。 ■障がい福祉サービスについて、必要とする人に必要なサービスが届くよう、相談支援体制の充実と情報提供等を行います。 ■経済的負担の軽減のため、利用できる支援制度を周知して利用促進に努めます。
<p>(2)社会参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がい者やその家族で組織されている「身体障害者福祉協会」に対して活動機会創出のため、助成を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■「身体障害者福祉協会」と連携し、障がいのある人の社会参加に向けた支援に取り組みます。
<p>(3)要保護世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要保護世帯について民生委員と随時状況等を協議し、自立に向けたアドバイスを行っています。 ○随時、窓口で生活相談を行い、申請があった場合は、渡島総合振興局へ進達しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■様々な相談に対応するために、渡島総合振興局のケースワーカーと連携した取組を進めます。 ■社会福祉協議会と連携し福祉資金制度を運用しており、生活福祉資金、母子福祉資金について、周知に努めます。

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(4)国民年金・国民健康保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国、道と連携しながら、社会保障制度として、国民年金、国民健康保険を運営しています。 ○国民健康保険は全道で統一された給付基準や税率等での運営がめざされており、令和12年度には全道一律の税率となるよう取組が進んでいます。 ○社会保障制度への町民の理解を深める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ■国民健康保険等の社会保障制度への町民の理解を深めるため、制度の周知や広報を行います。 ■年金事務所との密な連携と、年金事務の適切な処理により、年金給付の適正化を推進します。 ■マイナンバーカード※の活用を勧め、免除申請の簡略化の周知・啓発を図ります。



3－3. 健康増進と保健・医療の充実



■ 施策の目的

- ◎町民が健康づくりに主体的に取り組む意識を高め、健康づくり活動を支援します。
- ◎各種がん検診や特定健診への受診を促し、病気の早期発見に努めます。
- ◎医療機関等、関係機関と連携し、地域の医療環境や救急医療体制の確保維持に努めます。

■ 指標

指標名	現状値 (R4 実績)	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
特定健診の受診率 (%)	27.1	60	60	60	60
特定健診の保健指導率 (%)	60	60	60	60	60
肺がん検診年間受診者数 (人)	431	400	400	400	400
健康フェスティバル来場者数 (人)	70	100	100	100	100
吉岡温泉の年間利用者数 (人)	56,934	65,000	65,000	65,000	65,000

■ 実施する主な施策

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(1)推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「一人ひとり元気でいきいきと暮らすまち」を実現するために、総合的な健康づくりに関する取組を行っています。 ○「福島町がんなんかに負けない基本条例」に基づき、がん検診の無料化による予防に重点を置いた施策を推進しています。 ○毎年、三師会や健康づくり推進員等で構成する実行委員会において「健康フェスティバル」を開催しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■「福島町健康づくり推進計画（いきいき健康ふくしま21）」に基づき、町民が健康づくりに関し興味を持ち、行動ができるよう広報啓発に取り組みます。 ■「福島町がんなんかに負けない基本条例」に基づき、引き続き、がん検診の無料化により町民、関係団体、行政が一体となった予防普及活動の強化を図ります。 ■「健康フェスティバル」を支援し、幼少期から高齢者までの参加を呼び掛け、町民の健康意識を高めます。
<p>(2)各種検診・特定健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ○早期発見、早期治療のために胃がん、肺がん等のがん検診や特定健診を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■がん検診や特定健診の必要性について周知啓発し、受診率の向上につなげます。
<p>(3)健康保養施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町民の健康維持のため、吉岡温泉健康保養センターがあり、週5回の温泉バス運行を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■送迎バスの継続運行により、吉岡温泉利用者の利便性向上に向けた対策を講じていきます。

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(4)医療体制</p> <p>○平成 30 年6月より町立診療所を開設する等、町民の健康を守り、早期治療や予防医療に力を入れながら、運営に努めています。</p> <p>○隣町の総合病院と連携し、救急医療体制を整えています。</p>	<p>■近隣自治体と連携しながら、町民が安心して生活できるよう町内の医療体制を維持します。</p>



3-4. 人権意識の高揚と男女共同参画の実現



■ 施策の目的

◎基本的人権が守られ、性別や人種、個々の状態等に関わらず、誰もが尊重される地域社会の実現をめざします。

■ 指標

指標名	現状値 (R4 実績)	令和6	令和7	令和8	令和9
各種審議会の女性委員の登用割合 (%)	33	38	38	38	38

■ 実施する主な施策

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(1)人権</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人権擁護委員による人権相談を毎月役場で開催しています。 ○小中学校における人権学習の実施や広報誌による啓発等により人権意識の高揚に努めています。 	<p>■高齢者、障がい児者、子ども、外国人や女性等、あらゆる方への差別やいじめ・偏見等をなくすよう、誰もが尊重される社会の実現に向けた取組を推進します。</p>
<p>(2)男女共同参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画の視点に立った子育て支援や介護・福祉支援施策を推進するとともに、女性が働きやすい職場環境づくりやワークライフバランス※の実現に向けて、事業者に対して、働く場における男女共同参画の意識高揚と周知啓発に努めています。 ○町の各種審議会等委員（非常勤の特別職）全體の約 1/3 を女性が務め、広く町政に反映しています。 	<p>■関係機関と連携して男女共生社会実現に向けた総合的な取組を推進し、あらゆる分野で男女が共に参画し、その個性と能力を十分に發揮できる社会の実現に努めます。</p> <p>■女性の視点で捉えた意見を行政運営に反映させます。</p>

IV 安全安心に暮らせるまちづくり

4-1. 町の基盤整備の推進



■ 施策の目的

- ◎町民や来訪者が自然に親しめる場として、町内の公園等を適切に管理します。
- ◎水道の管路や関連施設を計画的に更新、整備しながら経営の健全化に努めます。
- ◎排水・し尿処理を適切に行える環境づくりを進め、清潔な生活環境づくりを進めます。
- ◎国道や道道については、国や道に早期整備や適切な維持補修を要請します。
- ◎町道や町が管理する橋については、緊急度を考慮しながら、整備や維持補修に努めます。
- ◎除雪を適切に行い、冬の道路環境を安全に保てるよう努めます。
- ◎公共施設・庁舎等について適切な維持管理に努めます。
- ◎火葬施設や墓地公園の適切な維持管理に努めます。
- ◎町営住宅等について適切な維持管理に努めます。

■ 指標

指標名	現状値 (R4 実績)	令和6	令和7	令和8	令和9
樹木を植樹している公園数（箇所）	4	4	4	4	4
老朽配水管更新計画の更新件数（件）	2	1	1	1	1
浄化槽総設置基數（基）	173	191	201	211	221
浄化槽の普及率（%）	25	29	31	32	33
沿線自治体と連携した地域高規格道路の年間活動要請回数（回）	4	4	4	4	4
町道整備補修延長（m）	307	120	100	248	235
町道の除雪延長（km）	38	38	38	38	38
公営住宅改善棟数（棟）	0	3	2	3	3
橋梁補修件数（件）	1	1	1	1	1
墓地公園の未許可区画数（区画）	39	37	33	30	28

■実施する主な施策

近年の状況	今後の主な取組内容
(1)公園 ○町内には、野球場、フットサル場、ゲートボール施設を備えた新緑公園があり、遊具等、老朽化した設備については改修を計画的に行ってています。	■新緑公園について、植栽木の管理、遊具等の適正な管理、維持に努めます。
(2)町営住宅 ○町営住宅として、美山団地、三岳団地、丸山団地があります。 ○町営住宅の質の維持のため、時代のニーズに応じた対応が求められる状況です。	■設備改修により、居住性を向上させるとともに、既存町営住宅の適正な維持管理を実施します。
(3)水道 ○水道管及び浄水場設備は適宜修繕や更新・移設を行い、施設の維持管理に努めています。 ○長期的な収支計画を基に適正料金の検討を行い、経営の効率化を図りながら水道事業の経営を続けています。	■耐用年数や老朽化の状況を考慮した更新計画を基に、水道管及び施設の適切な維持管理と更新に努めます。 ■経営戦略により、収支の状況を見定め、適正な料金体制の維持を図りながら水道事業会計の健全な運営に努めます。
(4)排水処理・し尿処理 ○排水処理対策として、設置希望者に浄化槽の整備や水洗化の改造に対する助成を行っています。 ○し尿処理は、渡島西部広域事務組合で「汚泥再生処理センター」により処理しています。	■引き続き浄化槽設置等に関する助成及び既設浄化槽の適正な維持管理を実施するとともに、豊かな川や海の環境保全のため、浄化槽の設置の意義を広報啓発します。 ■関係自治体と連携し、し尿処理を行います。
(5)高規格道路 ○地域高規格道路（松前半島道路）について、渡島総合開発期成会や松前半島道路建設促進期成会において、早期建設に向けた動きを進めています。唯一の幹線道路である国道228号において、通行止めが発生することもあり、住民の生活安全確保のためう回路が必要です。	■利便性の向上や災害に対する安全を確保するため、地域高規格道路の早期完成を関係機関と協力して要望を続けます。 ■地域高規格道路の必要を広報し、整備に向けた町民意識の高揚を図ります。

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(6)国道・道道</p> <ul style="list-style-type: none"> ○白神防災道路（松浦～松前町白神間）が事業採択され、道路整備に向けたルートの測量や地質調査が行われています。 ○道道岩部渡島福島停車場線では、塩釜地区における道路拡幅と護岸の浸食対策工事が本格的に着工しています。 ○国道228号について、維持管理の予算減により草刈りや除雪等の出動回数が減っていますが、国道228号は唯一の幹線道路で地域経済、住民生活に重要な役割を果たしているため、維持管理が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ■白神防災道路の早期実現に向け、関係機関と連携・協力し、事業予算の確保に努めるとともに、事業推進に向けて近隣住民・関係者との調整に努めます。 ■唯一の幹線道路である国道228号や基幹道路である道道について、生活インフラとしての重要性を訴え、適切な整備と維持管理を道路管理者に要請します。
<p>(7)町道・橋梁</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町道について、通常の維持管理・除雪等のほか、劣化している舗装や排水溝の整備、維持補修を行っています。 ○建設から50年以上経過した橋梁が増えており、経年劣化により通行が危険になる恐れがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ■町道の維持管理を計画的に行います。 ■「福島町橋梁長寿命化計画」に基づき、各橋梁の点検や維持補修を行うとともに、橋梁の長寿命化や危険な橋梁の架替も行います。
<p>(8)公共施設、庁舎等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○庁舎等の町有建物については、「公共施設維持保全計画」に基づき、長期視点をもって、予防保全等による長寿命化、統廃合、再配置等を計画的に進めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■公共施設やすべてのインフラについては、「公共施設等総合管理計画」（令和5年度改訂）等の内容等を踏まえ、本町における公共施設の適正管理を実施します。 ■近年の温暖化を踏まえ、学校、保育所、役場等の公共施設への冷房設備の導入を進めます。
<p>(9)火葬施設・墓地公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町内に火葬施設があり、管理・運営を行っています。また、火葬場を所有する木古内町、松前町と協定を締結し、相互協力をしています。 ○墓地公園は480区画あり8割程度の利用があります。また、墓地公園のほか、町管理墓地が9ヶ所あります。 	<ul style="list-style-type: none"> ■火葬施設の適切な維持管理に努めるとともに、安定した運営体制の維持に努めます。 ■墓地公園の適切な運営と維持管理に努めます。

4 – 2. 防災・消防体制の充実



■ 施策の目的

- ◎町民の自然災害への意識を高め、防災や減災に向けた取組を進めます。
- ◎治山や治水に関する取組により、災害の未然防止に努めます。

■ 指標

指標名	現状値 (R4 実績)	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
防災訓練回数（回）	1	1	1	1	1
防災活動を行っている自主防災組織数（組織）	35	35	35	35	35
防火意識高揚イベントの年間開催数（回）	4	4	4	4	4
住宅用火災警報器の設置数（%）	69	75	75	75	75
普通救命講習の年間受講者数（人）	130	130	130	130	130
消防計画に基づく施設等整備件数（件）	3	6	3	1	1

■ 実施する主な施策

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(1)防災体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国や道の計画を踏まえ、「地域防災計画」、「津波避難計画」の策定を行っています。 ○「防災備蓄計画」を策定し、防災備蓄品を計画的に整備・更新しています。 ○防災マップの全戸配布や町内各所の海拔表示等、防災意識の高揚に努めています。 ○防災訓練を年1回、住民参加で実施し、避難所運営・緊急支援物資確認を行っています。 ○定期的にJアラートを利用した情報伝達訓練を実施しています。 ○日本海溝・千島海溝地震特例措置法が改正され、本町は津波避難対策を特に強化すべき特別強化地域と指定されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■「福島町地域防災計画」、「津波避難計画」、「防災備蓄計画」等の適宜更新に努め、防災体制の強化と防災備蓄品や資機材の整備を図ります。 ■「自助」「共助」「公助」の考え方に基づき、町民への防災意識の啓発と地域ぐるみの防災活動を推進します。 ■防災マップの全戸配布や、全町一斉・災害別の防災訓練を実施することにより、町民の防災意識の向上を図ります。 ■「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業計画」を定め、避難場所・避難経路等の整備を図ります。
<p>(2)防災行政無線</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線をデジタル化し、機器や屋外スピーカーを整備するとともに、各世帯や公共施設に戸別受信機を設置しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■災害情報を確実に町民に伝達するため、防災行政無線施設の維持管理を行い、安定した受信環境づくりを進めます。

近年の状況	今後の主な取組内容
(3)治山 ○危険区域解消のため、年次計画で国や道に要望して治山対策を推進しています。	■災害防止と生活環境の保全を図るため、治山施設の整備を国や道と連携して進めます。
(4)治水 ○海岸段丘等の町の特徴的な地形を踏まえ、国や道に要望して治水対策を推進しています。 ○福島川、吉岡川の整備について、事業の実施に向けて道に要望しています。 ○河川の維持保全と災害の未然防止を図るために、河川の護岸整備や河道堆積物の除去、清掃を実施しています。	■国や道に要望し、海岸や河川の治水対策を推進します。 ■河川の氾濫を防ぐため、日常から河川を監視し、必要に応じて整備・清掃を実施します。
(5)防火 ○春・秋の火災予防運動期間における各種行事の開催や、防災無線や広報誌、防火チラシによる広報啓発により防火意識の高揚に努めています。 ○学校・事業所等の避難訓練に立会い、消火器の取扱い説明を行っています。 ○住宅用火災警報器の未設置世帯に対して設置を促進しています。	■町民が参加しやすいイベントを開催し、参加者の防火意識の高揚に努めます。 ■防火パトロールや各種広報活動を通して注意喚起を行い、火災を未然に防ぎます。 ■住宅用火災警報器設置の奏功事例等を防火チラシ等で紹介し、設置の促進を図ります。
(6)消防団 ○火災予防運動期間中や歳末に重点を置き、消防車両による広報や年末防火パトロールを実施しています。 ○消防団員の維持のため、入団促進の広報を行っています。 ○消防団の施設、装備、車両等を消防計画に基づき更新しています。	■消防団活動を通じて、地域防災力の強化と消防活動の普及に取り組みます。 ■地域防災活動の核となる消防団員の確保のため、積極的に入団の働きかけを行います。 ■消防団活動に必要な施設、装備、車両等を計画的に更新します。
(7)消防署・救急活動 ○消防署員を計画的に採用するとともに、各種研修への参加により、消防署員の知識・技術の向上を図っています。 ○消防庁舎、消防施設、消防資機材、車両等を計画的に更新、整備しています。 ○救急出動の際、救急救命士が同乗するとともに、緊急性・重症度の高い方は近隣医療機関では対応出来ないため、ドクターヘリを要請して対応しています。 ○普通救命講習を実施して、町民に心肺蘇生法とAEDの使い方を普及しています。	■防災・防火活動の中核機関として持続可能な体制維持のため、人員確保、資質向上、施設の整備・更新等に努めます。 ■車両、資機材の耐用年数を考慮しながら、消防計画に基づき車両、資機材を更新します。 ■町内会（団体）と連携しながら普通救命講習会を実施し、さらなる救命率の向上をめざします。

4 – 3. 土地利用と自然環境の保全



■ 施策の目的

- ◎土地の公益性を尊重しつつ、長期的な視点を持ち、秩序ある土地利用を進めます。
- ◎増加の傾向にある自然災害が発生しにくい、また、発生しても拡大につながらない、安全性の高い土地利用を進めます。
- ◎地域における貴重な自然環境を適切に管理保全します。
- ◎生物多様性や持続可能性等を踏まえ、環境やそこにすむ生物にできるだけ負荷をかけない環境保全に努めます。
- ◎河川の水質監視や町民への意識啓発により、排水やごみ等が環境悪化につながらないよう対策に努めます。

■ 指標

指標名	現状値 (R4 実績)	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
自然保護監視員活動回数（回）	24	24	24	24	24
公共施設整備における再エネの導入（件）	0	1	1	1	1

■ 実施する主な施策

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(1)市街地</p> <p>○さらなる人口減少や高齢化に備え、コンパクトで機能的な市街地づくりに取り組んでいます。</p> <p>○都市計画区域では、住宅地、商業地、工業地等の主要用途の配置の方針を設定し、土地利活用を進めています。</p> <p>○未利用町有地については、有償貸付や売払いを実施しています。</p>	<p>■施設や道路等の利便性を高め、子ども・子育て世帯や高齢者等、だれもがより生活しやすい市街地の形成を進めます。</p> <p>■商店街や道の駅、「横綱千代の山・千代の富士記念館」「青函トンネル記念館」等のエリアにおいて、町内外の人が交流し、楽しむことができる機能を高めます。</p> <p>■若者世代や子育て世帯等が移り住めるよう、市街地中心に定住促進住宅を建設します。</p>
<p>(2)農業用地</p> <p>○農地パトロール等により、優良農地の保全と耕作放棄地の解消に努めています。</p>	<p>■農地の保全と耕作放棄地の解消に向け、優良農地の確保に努めます。</p>

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(3)森林・自然保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源の涵養、保健休養の場の提供等、多面的機能を有しております、国や道と連携して保全に努めています。 ○国・道及び町内自然保護愛好団体と連携し、高山植物の保護・保全活動を行っているほか、自然保護監視員を中心に、パトロールや啓発看板等の設置を行っています。 ○町民に対し、回覧広報等を通じて自然環境保護に向けた啓発等を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■国や道と連携して適正な森林整備や治山事業を実施することにより、森林機能の維持向上及び自然災害防止に努めます。 ■大千軒岳周辺等について、関係団体と連携を図り、町民や来訪者に対し自然環境の維持・保全に向けた啓発活動を行います。 ■町のホームページや広報により、町花「やまゆり」の保護啓発を行います。
<p>(4)カーボンニュートラルの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境省の補助金等を活用し、脱炭素計画の策定に向けた検討を進めています。 ○二酸化炭素の吸収源として、藻場等の海洋生態系に取り込まれた炭素（ブルーカーボン）の活用が提唱されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■脱炭素計画を策定し、2050 年度の町内全体におけるカーボンニュートラルの実現に向け、再エネ・省エネの導入等に係る支援を検討します。 ■新設する公共施設への再エネ・省エネの導入を進めます。 ■福島吉岡漁業協同組合と連携し、養殖コンブ等のブルーカーボンを活用した脱炭素の推進を図ります。

4－4. 環境衛生の充実



■ 施策の目的

- ◎町民の協力を得ながら清掃活動を定期的に行い、きれいなまちを保ちます。
- ◎ごみの分別や減量・リサイクルにつながる取組を進め、資源循環型社会を推進します。

■ 指標

指標名	現状値 (R4 実績)	令和6	令和7	令和8	令和9
ボランティア清掃活動数（回）	4	4	4	4	4
集団資源回収年間排出量（t）	56	57	58	59	60
一般ごみの一人当たりの排出量（t）	0.37	0.35	0.33	0.31	0.29
ごみの総排出量に対する資源ごみの割合（%）	18.0	18.6	19.2	19.8	20.4

■ 実施する主な施策

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(1)環境美化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各地域での清掃活動のほか、毎年春と秋に町内一斉ごみ拾い活動を展開しています。 ○ポイ捨て“ゼロ”対策の啓発看板を設置しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■町内会や各種団体の協力を得ながら、清掃活動を推進します。 ■環境美化への意識の向上を図るため、ポイ捨て対策を強化します。
<p>(2)ごみの収集、処理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○可燃ごみ、可燃粗大ごみは、渡島廃棄物処理広域連合の溶融施設で処理しています。 ○不燃ごみ、不燃粗大ごみ、資源ごみは、渡島西部広域事務組合のごみ再生処理施設で処理しています。 ○ごみの分別の徹底が課題です。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ごみに対する町民意識の向上を図り、分別の徹底と適正な処理に努めます。 ■関係自治体と連携し、ごみ処理関連施設の適切な維持管理に努めます。
<p>(3)ごみの減量・リサイクル</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ごみの減量につなげるため平成26年度から粗大ごみを有料化しています。 ○生ごみ処理機器等の購入助成を行い、リサイクルに努めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■近隣町と連携しごみの減量化推進計画を策定し、ごみの減量化を図ります。 ■生ゴミの堆肥利用等、資源化に向けた方策について、ごみ減量化推進員会議等で検討を進めます。 ■小型家電の回収体制の充実を図ります。

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(4)不法投棄</p> <p>○町内各所で不法投棄が見られるため、看板の制作、設置による不法投棄防止の啓発を行っています。</p>	<p>■巡回パトロールを強化するとともに、不法投棄監視カメラや看板等を設置し、不法投棄の抑止に努めます。</p> <p>■悪質な不法投棄を発見した場合は警察に通報する等、対策を強化します。</p>
<p>(5)有害鳥獣処理施設</p> <p>○増加の一途をたどるエゾシカ等鳥獣被害対策として、有害鳥獣減容化処理施設を千軒地区に建設し、令和6年度に稼働します。</p>	<p>■町内の捕獲鳥獣のほか、交通死や他町で捕獲された鳥獣についても受け入れる体制を構築します。</p> <p>■施設の稼働後は、渡島西部4町で使用できるよう協議を進め、広域事務としての運営を目指します。</p>

4 – 5. 生活基盤の確保



■ 施策の目的

- ◎路線バスの存続や利便性の向上について、関係機関や関連自治体と連携し対策を講じます。
- ◎デマンドバスにより町民の移動の利便性を高めます。
- ◎デジタル化に伴う通信環境の充実を図ります。

■ 指標

指標名	現状値 (R4 実績)	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
デマンドバスの年間利用者数（人）	2,799	3,000	3,000	3,000	3,000
路線バス維持に関する協議会開催回数（回）	2	2	2	2	2

■ 実施する主な施策

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(1)路線バス・バス待合所</p> <p>○函館・木古内・松前間に路線バスが運行されていますが、人口減や自家用車での移動の増加、コロナ禍での行動制限等により、バス利用者が減少しています。</p> <p>○町所有のバス待合所は清掃や除雪を業務委託するとともに、その他のバス待合所は町内会でそれぞれ管理しています。</p>	<p>■沿線自治体、バス事業者と協議の上、バス路線の維持のための支援を行います。</p> <p>■管理者及び町内会等と連携し、バス待合所の適切な維持管理に努めます。</p>
<p>(2)デマンドバス</p> <p>■町内の交通空白地帯を無くすためデマンドバスの運行を維持するとともに、活用が促進されるよう広報に努めます。</p> <p>■千軒地区において、デマンド交通の運行実証を行っています。</p>	<p>■町内の交通空白地帯を無くすためデマンドバスの運行を維持するとともに、活用が促進されるよう広報に努めます。</p> <p>■千軒地区におけるデマンド交通の利用促進に向け、広報活動に努めます。</p>
<p>(3)通信基盤</p> <p>○町内にはインターネットの光ファイバー(高速通信サービス)が整備されています。</p> <p>○本庁舎、吉岡総合センター、福祉センター、総合体育館、横綱記念館、トンネル記念館ではフリーWi-Fi*が利用できるようになっています。</p> <p>○NHK の共聴組合（5組合）があり、光ファイバーが整備されています。</p>	<p>■利用者が多い公共施設において、フリーWi-Fiの維持管理に努めます。</p> <p>■町内全域でテレビが安定的に受信できるよう、中継局の管理・運営に努めます。</p> <p>■各共聴組合において安定した運営ができるよう、負担軽減を図ります。</p>

4－6. 生活安全の確保



■施策の目的

- ◎交通安全意識を高めるとともに、交通事故が起こりにくい環境づくりを進めます。
- ◎防犯意識を高めるとともに、警察等の関係機関と連携して犯罪の発生を未然に防ぎます。

■指標

指標名	現状値 (R4 実績)	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
死亡交通事故の発生件数（件）	0	0	0	0	0
防犯啓発イベントの参加回数（回）	3	3	3	3	3

■実施する主な施策

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(1)交通安全</p> <ul style="list-style-type: none">○小学生には、毎年春季に「交通安全教室」を実施し、自転車の乗り方や交通マナーを身につける機会を提供しています。○「交通安全町民大会」を春（吉岡地区）と秋（福島地区）に開催しているほか、交通安全運動を展開しています。	<ul style="list-style-type: none">■幼児から高齢者まで、交通安全に関する教育や意識啓発を実施します。■国の交通安全運動と連動し、啓発により正しい交通ルールの遵守と交通安全意識の高揚を図ります。
<p>(2)防犯</p> <ul style="list-style-type: none">○各町内会で設置する防犯灯について、設置費用や電気料の助成を行っています。○近年、町内ではほとんど犯罪は発生していませんが、町内で空き巣、特殊詐欺等が発生した際には、チラシを作成し、各家庭に配布しています。○関係機関と連携し、防犯パトロールや啓発活動を行っています。	<ul style="list-style-type: none">■警察と協力した啓発・広報活動により防犯意識の向上を図り、悪質商法や特殊詐欺等の被害を防ぎます。■警察・防犯協会・町内会等関係機関と連携し、町内イベント時や歳末において啓発・広報活動を行います。
<p>(3)空き家対策</p> <ul style="list-style-type: none">○危険空家の抑制、倒壊等による被害の未然防止の観点から福島町空家等の適正管理に関する条例を制定し、空き家対策を進めています。	<ul style="list-style-type: none">■福島町空家等の適正管理に関する条例に基づき、空家の除却を推進し、行政代執行などによる適正な管理により危険空家の抑制に努めます。

4－7. 地域生活を支える取組の推進



■ 施策の目的

- ◎地域住民同士の支え合いや行政のサポートにより、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できる環境づくりに取り組みます。
- ◎平時・災害時の見守り体制を強化します。
- ◎権利擁護のための成年後見制度の利用促進に努めます。
- ◎高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭等、誰もが利用しやすい施設整備に努めます。

■ 指標

指標名	現状値 (R4 実績)	令和6	令和7	令和8	令和9
バリアフリー化されている公共施設数（箇所）	22	23	23	23	23

■ 実施する主な施策

近年の状況	今後の主な取組内容
(1)推進体制 <ul style="list-style-type: none"> ○「地域福祉計画」に基づき、地域住民と町が連携して地域福祉の課題解決に向けて取り組んでいます。 ○今後も関係機関や地区民生委員と連携を強め、地域で安心して生活できるよう努めています。 	■「地域福祉計画」の見直しを定期的に図り、町民が安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。
(2)平時の見守りと災害時避難支援 <ul style="list-style-type: none"> ○町の事業所等と協定を結び、高齢者宅の訪問時や配達時等に異変があった場合は警察等の専門機関により対応しています。 ○災害時の「避難行動要支援者名簿」を社会福祉協議会へ委託して作成しています。 	■地域住民や事業所等との連携により、高齢者宅等の配慮が必要な世帯に対する見守り体制を強化します。 ■「避難行動要支援者名簿」に登録された方について、災害時に町内会等とも情報共有しながら活用できる体制づくりに努めます。
(3)成年後見制度 <ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度の利用について必要な支援・助成を行っています。 	■成年後見制度の周知に努め、利用支援・助成を行います。
(4)バリアフリー化・ユニバーサルデザイン※化 <ul style="list-style-type: none"> ○誰もが利用しやすい公共施設等の整備に努めています。 	■公共施設等の整備・修繕の際は、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に努めます。

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(5)冬期対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者世帯及び障がい者世帯等への雪下ろし費用の一部を助成しています。 ○高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯に対し、冬期間の灯油購入費用の一部を助成しています。 ○除雪ボランティア活動の推進を図るため、社会福祉協議会を通じて町内会に除雪機を貸与しています。 	<p>■高齢者、障がい者、ひとり親世帯等が冬期も安心して暮らせるように助成制度を持続してまいります。</p>

V

持続可能なまちづくり

5-1. 協働のまちづくりの推進



■ 施策の目的

- ◎町民の自主的なコミュニティ活動を支援します。
- ◎「まちづくり基本条例」に基づき、町民の参画と協働によるまちづくりを進めます。

■ 指標

指標名	現状値 (R4 実績)	令和6	令和7	令和8	令和9
地域生活学級年間開催数（回）	0	3	3	3	3
コミュニティ活動支援事業数（件）	2	3	3	3	3
町内会館等建替・改修・解体件数（件）	1	1	1	1	1

■ 実施する主な施策

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(1) コミュニティ活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町内には 28 の町内会がありますが、一部の町内会では役員不足等により活動が低調になりつつあります。 ○「町内会連絡担当職員制度」により町内会活動の支援や意見収集等を行っています。 ○町内会が希望するテーマに沿った「地域生活学級（講座）」を開催しています。 ○「コミュニティ運動推進協議会」を設置し、関係機関・地域活動団体と連携して、地域の実情にあったコミュニティ活動の推進に努めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■町内会連絡担当職員制度を活用し、町内会が自主的に活動できるよう側面から支援します。 ■学習ニーズの把握に努めながら、地域の主体性を尊重した「地域生活学級」を支援し、地域の生涯学習機会の確保に努めます。 ■それぞれの地域事情を勘案しながら、各地域のコミュニティ活動への支援を行います。
<p>(2) コミュニティ施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ活動の拠点となる町内会館等については、「公共施設維持保全計画」に基づき改修を行っています。 ○施設の利用度や必要性を勘案した上で、中長期的な視点から施設を維持管理していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ■町内会館等については、公共施設維持保全計画に基づき一定程度の改修・整備を終えたことから、老朽化した会館の解体を行います。

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(3)町民、議会、行政の協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町民、議会、行政のそれぞれの役割と責任を明確にした上で、町民もまちづくりに参画し協働することにより、住民自治の実現を図ることを目的とした「まちづくり基本条例」を制定しています。 ○各種計画策定時は町民参画による「審議会」を設置し、計画の策定に関する協議を行い、意見を具申しています。 	<p>■町民、議会、行政の役割の中でまちづくりを円滑に進めるため、町民の声もまちづくりに広く反映できる取組を進めます。</p>

5－2. 地域間交流の促進



■施策の目的

◎本町とゆかりのある地域や人との縁を大切にしながら交流を図り、地域の活性化に結びつけます。

■指標

指標名	現状値 (R4 実績)	令和6	令和7	令和8	令和9
友好市町相互交流年間参加人数（人）	7	10	10	10	10
ふるさと会交流回数（回）	1	3	3	3	3

■実施する主な施策

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(1)友好市町との交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「福島町」という町名でゆかりのある、長野県木曽町（旧木曽福島町）、長崎県松浦市（旧福島町）と生徒交流事業を行っています。 ○生徒交流事業では3市町ともにホームステイでの受け入れが難しいため、宿泊施設や公共施設での対応等を行っています。 ○令和5年度より三つの自治体の相互理解・協力、友好交流の広がりのため、各自治体の活性化・人材育成を目指した取組として首長・議長相互交流事業を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■友好市町との生徒同士の交流を進めると共に、子ども達が楽しく安全に交流ができるよう、宿泊や活動プログラムを実施します。 ■令和6年度の首長・議長相互交流事業は、福島町が担当事務局となるため、各自治体の活性化・人材育成を目指した交流事業となるように努めます。 ■友好市町による職員交流の再開を目指し、協議を進めます。
<p>(2)福島会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○札幌に「札幌福島会」、東京に「北海道福島会」があり、広報等を通じて町の情報を伝えとともに、ふるさと会を開催して交流しています。 ○高齢化等により会員が減少傾向にあるため、新規会員の加入促進が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ふるさと会の活動が活発になるよう、側面的な支援や町の情報発信に努めます。

5－3. 移住・定住の支援



■ 施策の目的

- ◎住宅建設や空き家の活用促進等に努め、移住・定住に向けた環境づくりを進めます。
- ◎「福島町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存住宅の適切な維持管理に努めます。

■ 指標

指標名	現状値 (R4 実績)	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
定住促進住宅等奨励金補助件数（件）	1	3	3	3	3
定住向け町有住宅整備戸数（戸）	10	14	16	18	20
定住促進住宅建設戸数（戸）	0	1	0	1	0

■ 実施する主な施策

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(1)一般住宅</p> <p>○福島町に定住を希望する方に、奨励金を交付する「定住促進住宅等奨励事業」により建設を促進しています。</p> <p>○令和4年度から3年間、住宅のリフォームや増改築を行う方に補助金を交付する「住宅リフォーム補助事業」により、住環境の向上や定住人口の確保を図っています。</p> <p>○「空き家バンク制度」を設置し、町ホームページ等で登録者と希望者を募集しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■「定住促進住宅等奨励事業」を引き続き実施し、町内への住宅建設を促進します。 ■「住宅リフォーム補助事業」等により、住環境の向上や定住を促進します。 ■「空き家バンク制度」の活用を促進し、定住者の増加と空き家の解消に努めます。
<p>(2)定住住宅</p> <p>若者・子育て世帯の定住促進を図るため、それぞれの世帯の暮らし方に対応した住宅(集合住宅、戸建て)を整備しています。</p> <p>○定住向け町有住宅(集合住宅) <ul style="list-style-type: none"> ・三岳改良住宅跡地に、集合住宅型の住宅を町営住宅型式で整備しています。 </p> <p>○定住促進住宅(戸建て住宅) <ul style="list-style-type: none"> ・三岳地区の国道沿線に、戸建て住宅整備のための区画を造成しています。 </p>	<ul style="list-style-type: none"> ■定住向け町有住宅（集合住宅） <ul style="list-style-type: none"> ・若者向け住宅（2LDK）、子育て世帯向け住宅（3LDK）の整備を進めます。 ■定住促進住宅（戸建て住宅） <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー、低炭素型住宅として、環境に配慮した住宅整備を進めます。

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(3)移住促進</p> <p>○北海道と共同して行う「UIJ ターン※新規就業支援事業」による移住支援金の支給のほか、U ターン以外の移住者を対象とした「移住促進引越支援補助事業」により、移住に係る引越費用の負担を軽減することで、移住促進を図っています。</p>	<p>■移住者を対象とした各種支援策に、住宅や子育て関連の各種支援策を複合的に展開することで、移住促進を図ります。</p> <p>■移住体験希望者を受け入れるため、青少年交流センターを活用します。</p>

5－4. 情報発信の充実



■ 施策の目的

- ◎「まちづくり基本条例」の理念を基に、町民の参画と目的意識の共有を図るため、広報・広聴の充実に努めます。
- ◎「広報ふくしま」や町ホームページ等により、わかりやすく内容の充実した情報発信に努めます。

■ 指標

指標名	現状値 (R4 実績)	令和6	令和7	令和8	令和9
戸別受信機を活用した広報活動（件）	389	425	425	425	425
町政懇談会の開催（回）	1	1	1	1	1
町民と議員との懇談会の開催（回）	1	1	1	1	1

■ 実施する主な施策

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(1)広報、情報発信</p> <ul style="list-style-type: none">○町ホームページは、各課で随時更新できる体制を整えています。○「広報ふくしま」を月1回発行し、町内全世帯及び希望する町出身者、事業所等に配布しています。○町内各戸及び屋外に設置された防災行政無線を用いて、防災情報のほか、町から迅速な情報発信を行っています。○議会ではホームページや広報誌等により、議会活動や協議内容等の発信を行っています。	<ul style="list-style-type: none">■町ホームページ、広報誌、防災行政無線等により、町の情報をできるだけリアルタイムで分かりやすく発信できるように取り組みます。■町民だけでなく、広報の送付を希望する町出身者・事業所等にも広報誌を配布します。■議会ホームページ、広報誌等により、議会の情報をできるだけリアルタイムで分かりやすく発信できるように取り組みます。
<p>(2)広聴、意見の収集</p> <ul style="list-style-type: none">○地域ごとの広聴活動として「町政懇談会」の開催や、「連絡担当職員制度」による意見聴取、町内3か所に「意見箱」を設置する等の取組を行っています。○計画策定時にパブリックコメントを実施する等、町民の意見収集に努めています。○議会では、議会基本条例に基づき、議会活動の情報公開や、議会報告会・夜間議会等を開催しています。	<ul style="list-style-type: none">■「町政懇談会」、「連絡担当職員制度」における住民意見については、必要に応じて予算措置を行い、まちづくりに反映できるよう努めます。■パブリックコメントにより住民意見の反映に努めます。■引き続き町民と議員との懇談会、夜間議会等を開催し、町民との情報共有を進めます。

近年の状況	今後の主な取組内容
(3)SDGsの取組 ○2015年9月の国際サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標について、小学校の発表会で取り上げられるなど、少しずつ理解が広まっています。	■取組の趣旨に対する理解が深まるよう、広報等を活用して周知を行います。

5－5. 行財政運営の推進



■ 施策の目的

- ◎限られた人員と予算の中で、効率的かつ機能的行政運営が行えるよう努めます。
- ◎町民が親しみやすい役場づくり、迅速で親切な窓口対応に努めます。
- ◎財政計画に基づき、計画的で健全な財政運営を行います。
- ◎財政運営の状況について、町民に分かりやすく公表します。

■ 指標

指標名	現状値 (R4 実績)	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
職員定員管理適正化計画に基づく役場の職員数（人）	92	92	92	92	92
職員研修の年間開催数（回）	33	30	30	30	30
財政調整基金の残高（百万円）	1,354	1,100	1,100	1,100	1,100
町税収納率（%）	92.6	92	92	92	92
経常収支比率（%）	83.5	90%以下	90%以下	90%以下	90%以下
実質公債費比率（%）	9.8	15%以下	15%以下	15%以下	15%以下
広報等による財政状況の公表回数（回）	2	2	2	2	2
ふるさと納税額（千円）	56,410	70,000	80,000	90,000	100,000

■ 実施する主な施策

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(1)組織、機構</p> <ul style="list-style-type: none">○時代の変化や町の実態等に応じた機構編制と職員配置を実施しています。○令和5年度に策定した「第6次福島町行政改革大綱」に基づき、職員の配置を行なっています。	<ul style="list-style-type: none">■「福島町行政改革大綱」に基づき、事務処理の効率化と行政サービスの向上をめざすとともに、適正な職員配置と定員管理を行います。
<p>(2)事務処理</p> <ul style="list-style-type: none">○地方税電子申告システム、国税連携システム、戸籍電算化等により、事務処理の効率化を進めています。また、住民記録等電算処理システムにより、住民基本台帳・税・国保・介護・児童手当・選挙等の業務間の連携が図られています。○庁内のネットワーク化とグループウェアの導入により、職員のスケジュール管理や職員間の電子回覧、関係機関とのメール送受信等、情報共有を行っています。	<ul style="list-style-type: none">■国の動向に沿ったデジタル化を推進するため、システムの有効活用と標準化を図ることで業務効率化につなげます。■国の指針等に基づき、情報セキュリティの強化を図ります。

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(3)職員研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「職員研修計画」に基づき、職場外研修・職場内研修・自主研修を実施し、職員の能力向上を図っています。 ○道派遣等の長期間の研修参加を行い、職員の能力向上を図っています。 	<p>■行政サービスの質の向上のため、各種研修等の実施や長期研修への参加等により、職員の能力向上に努めます。</p>
<p>(4)指定管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「福島町公共施設の指定管理者に関する手続き条例」に基づき、吉岡温泉ゆとらぎ館、製氷貯氷施設、岩部クルーズ運航を指定管理し、住民サービスの向上とコスト削減に努めています。 	<p>■民間活力によるサービス向上と経費節減の両面から効果が期待できるため、指定管理者制度を活用した施設の管理・運用を進めます。</p>
<p>(5)財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コロナ禍には税収や使用料等の収入は減少したが、同時に経常経費も減少しました。また、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金をはじめとしたコロナ関連交付金等を活用することで財政調整基金を取り崩すことなく財政運営を行っています。 	<p>■福島町まちづくり基本条例を規範とし、それに基づく総合計画に沿った財政推計を行い、計画的で持続可能な財政運営を基本としながら、取り巻く環境の変化、行政需要の変化に柔軟に対応できるよう努めます。</p>
<p>(6)ふるさと納税</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ふるさと納税により財源確保だけでなく、地域経済の好循環に向け、PRに努めています。 ○令和5年度から企業版ふるさと納税を行っています。 	<p>■納税額の増額に向け、様々な場面で積極的にPRを行います。</p>
<p>(7)健全化に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業の縮小や大型事業の起債償還終了等のタイミングや、新規大型事業に係る起債発行のタイミングを踏まえながら、人件費等の経常経費の抑制と財政収支の均衡化に努めています。 ○口座振替の推奨や「コンビニ収納」のPRによる納期内納付の勧奨、滞納処分の強化等により、町税収納率の向上に努めています。 	<p>■国や道、その他の補助制度、交付金を効果的に活用しながら総合計画に基づく必要な事業実施に努めるとともに、必要経費の見直し等にも取り組みます。</p> <p>■税徴収を円滑に進めることで財源の確保に努めます。</p>

5－6. 広域行政の推進



■ 施策の目的

- ◎町単独では効率的でない事業に対して、近隣自治体等と共同して広域行政に取り組みます。
- ◎町単独では解決しがたい課題に対して広域連携により取組を進めます。
- ◎第2青函トンネル構想の実現をめざす取組を推進します。

■ 指標

指標名	現状値 (R4実績)	令和6	令和7	令和8	令和9
第2青函トンネル構想実現に向けた要請活動（回）	0	1	1	1	1

■ 実施する主な施策

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(1)一部事務組合、広域連合</p> <ul style="list-style-type: none">○一部事務組合については、「渡島西部広域事務組合」で消防業務や衛生業務、排水処理業務を行っているほか、「渡島・檜山地方税滞納整理機構」で町税の滞納整理等を行っています。○広域連合については、渡島管内の1市9町（松前町、福島町、知内町、木古内町、北斗市、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町）で「渡島廃棄物処理連合」を構成し、ごみの広域処理を行っています。	<p>■構成する自治体と連携し、効率的で効果的な業務運営を行います。</p>
<p>(2)広域連携</p> <ul style="list-style-type: none">○「定住自立圏構想」に基づき、函館市を中心とした2市16町で「定住自立圏形成協定」を締結し、具体的な連携について協議をしています。各関係機関との連携した取組を進めていくことが必要です。○青森県、北海道及び新青森・新函館北斗間を中心とした関係市町村や関係団体で「青函共用走行区間高速走行早期実現協議会」を設立し、青函トンネル内の共用区間の全ダイヤ高速走行の実現に向け、要望活動を行うこととしています。○平成20年度から、75歳以上が加入する後期高齢者医療は、北海道後期高齢者広域連合が保険者として運営されています。○平成30年度から、国民健康保険は道が財政運営の中心となって運営されており、町は資格管理や保険給付、保険税の賦課徴収等を担っています。○渡島西部4町では、介護及び障害の各認定審査会が共同設置されています。	<p>■構成する自治体と連携し、広域的な課題の解決に努めます。</p> <p>■新たに広域連携が可能な事業について、近隣町等と連携しながら引き続き検討します。</p>

近年の状況	今後の主な取組内容
<p>(3)第2青函トンネル構想</p> <ul style="list-style-type: none"> ○青函トンネルは、在来線の貨物列車とのすれ違い時の安全性を確保するため、新幹線の最高速度は160km/hに抑えられています。 ○民間3団体から「第2青函トンネル構想」が発表されており、道内経済界からも必要性を訴える声が出されています。 ○本町を事務局として「第2青函トンネル構想を実現する会」を立ち上げ、実現に向けた気運を高めています。 ○令和5年7月に青森県今別町で設立された「第2青函トンネル構想実現に向けた今別町推進会議」と連携し、実現に向けた取組を進めています。 	<p>■第2青函トンネルは道と本州をつなぐ新たな物流の中核をなすものであり、「第2青函トンネル構想」の情報を発信とともに、関係者と連携を図りながら構想実現に向けて、国や北海道に対して要望活動を展開します。</p>

資料編

1. 福島町総合計画の策定と運用に関する条例

平成 25 年 6 月 21 日

条例第 13 号

(目的)

第 1 条 この条例は、福島町まちづくり基本条例(以下「基本条例」という。)第 18 条に基づく福島町総合計画(以下「総合計画」という。)の策定と運用に関する基本的な事項を定めることにより、町が進める政策等の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

(総合計画の位置付け)

第 2 条 総合計画は、まちづくりの最上位の計画であり、町が進める政策等の根拠となる計画です。

(総合計画の名称)

第 3 条 総合計画の名称は、「第 次福島町総合計画 年度～ 年度」とします。

(総合計画の体裁等)

第 4 条 総合計画は、町が進める政策等について、町民が容易に理解できるよう配慮された体裁とし、町民が簡便な方法で入手できるものとします。

(総合計画の体系)

第 5 条 総合計画は、計画期間を原則 8 年とする基本構想、基本計画、実施計画で構成し、議会の議決対象とします。

2 前項のほか、各事業の政策発生源や事業内容、進行管理をするための事業進行管理表を作成します。

(基本構想)

第 6 条 基本構想は、町政運営の理念と基本的な政策の方向性や将来目標を定めるほか、次の各号により構成します。

- (1) 計画の期間及び構成
- (2) 計画の財源
- (3) 財政の健全化に向けた方策
- (4) 策定及び改定の手続き
- (5) 進行管理方法
- (6) その他必要と認めるもの

(基本計画)

第 7 条 基本計画は、基本構想に定めた将来目標達成のための分野別的基本目標を定めるほか、次の各号により構成します。

- (1) 現況と課題
- (2) 基本目標
- (3) 主要施策の方向性
- (4) その他必要と認めるもの

(実施計画)

第8条 実施計画は、原則として前期4年の実施計画と、後期4年の展望計画により構成し、後期実施計画は、前期実施計画の4年目に策定します。なお、実施計画への登載は、原則として次の各号に定める事業とします。

- (1) 単年度の事業費が300万円以上（備品購入費については1件100万円以上）、または、4年間の総事業費が1,000万円以上のハード事業
- (2) 単年度の事業費が200万円以上のソフト事業

2 実施計画は、具体的な事業目的や財源調達が見込まれた政策等により構成します。

3 展望計画は、実施計画後の将来を展望する政策や緊急性の低い政策等で構成します。

(事業進行管理表)

第9条 事業進行管理表は、事業の具体的内容や進捗状況等を記載するものとし、基本条例第18条第3項に基づく町民への公表資料とします。

2 町は、第14条に基づく政策等の追加、変更、廃止が生じた場合は、それぞれの政策等について、その年度及び理由を記載し計画の進行管理をします。

(行政評価)

第10条 町は、基本条例第20条第2項に基づき、次の各号の行政評価を行います。

- (1) 基本構想 政策評価
- (2) 基本計画 施策評価
- (3) 実施計画 事務事業評価

(総合計画の策定手順)

第11条 町は、計画の策定過程等を明らかにするとともに、策定の進行状況に応じ、広く町民参加の上で意見反映をし、計画策定を進めます。

2 総合計画は、政策等の実効性の確保のため、福島町まちづくり行財政推進プランをはじめとする各分野の計画等との整合性を図ります。

3 町長は、町民等との懇談会やアンケート調査、パブリックコメント等に基づき総合計画原案（以下「計画原案」という。）を作成し、福島町総合計画審議会（以下「審議会」という。）に計画原案を諮問します。

4 審議会は、町長から諮問された計画原案について、慎重な審議を行い、町長に答申します。

5 町長は、審議会の答申を受け総合計画案を策定し、議会に提案します。

6 議会は、福島町議会基本条例の規定に基づき、総合計画の策定に関わるとともに審議を行うものとします。

(情報提供)

第12条 町は、基本条例第25条に基づき、総合計画の策定や推進に当たり、町民に対し分かりやすい資料を提供します。

(総合計画と予算の原則)

第13条 町が進める政策等は、総合計画に基づき予算化することを原則とします。

(総合計画の見直し)

第14条 町は、次の各号のいずれかにより総合計画の変更が必要と判断した場合は、政策等の追加や変更、廃止等、総合計画を見直すことができるものとします。

- (1) 自然災害等の緊急事態
- (2) 国の経済・財政対策等の緊急政策への展開
- (3) 社会経済情勢の急激な変化への対応
- (4) 町長が交代し、その公約を反映する場合
- (5) その他町長が特に認める場合

2 前項の自然災害時等に関わらず、毎年度、事業のローリングを実施します。なお、ローリングによる議決対象事業は、事業費は200万円以上の増減が生じた事業とします。

(各政策分野の計画)

第15条 福島町議会基本条例第11条で定める各政策分野の計画の策定又は改定については、総合計画との関係を明らかにし、十分な整合性を図るものとします。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5次福島町総合計画（平成28年度～令和5年度）については、改正前の規定を適用する。

2. 福島町総合計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、福島町総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ町の総合計画の策定、福島町まちづくり基本条例(平成21年福島町条例第7号)第32条第2項に規定する事項及びその他その実施に関し必要な調査審議を行い、又は意見を具申するものとする。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を協議し、町長に報告するものとする。

- (1) 財政計画に関する事項
- (2) 行政評価に関する事項
- (3) ふるさと応援基金に関する事項
- (4) その他行財政の運営に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員16人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 教育委員会の委員 1人
- (2) 農業委員会の委員 1人
- (3) 町の区域内の公共的団体の役員及び職員 8人
- (4) 学識経験を有する者 3人
- (5) 公募による町民 3人

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は委員の互選で定める。

3 会長は会務を統理し、審議会を代表する。

4 副会長は委員のうちから会長が任命する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 その職にあるため委員となったものの任期は、その在職期間中とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は委員の半数以上が、出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合計画策定担当課で処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営及び専門部会の設置等、その他必要な事項は町長が定める。

3. 福島町総合計画審議会運営規則

(部会)

第1条 福島町総合計画審議会(以下「審議会」という。)は、その所掌事項の調査審議のため次の各号に掲げる部会を設ける。

(1) 総務教育部会

(2) 経済福祉部会

2 部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する委員をもつて充てる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 部会に所属する委員は、会長が指名する。

5 部会の所掌事項は、別表のとおりとする。

(会議)

第2条 部会の会議は、部会長が招集する。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

別表

部会名	所掌事務
総務教育部会	教育・文化、防災、交通安全、公告、コミュニティ、行財政に関する事項
経済福祉部会	社会福祉、保健衛生、水産、商工、労働、農林、観光、住宅、治山、治水、海岸保全、道路、橋りょう、漁港、上下水道に関する事項

4. 福島町総合計画審議会委員名簿

【敬称略】

氏 名	所 属 等	備 考
平沼竜平	教育委員会推薦	
久野寿蔵	農業委員会推薦	
西田篤司	商工会推薦	
川本雅也	森林組合推薦	
阿部国雄	漁業協同組合推薦	副会長
湯浅哲	水産加工振興協議会推薦	
金澤淳悦	建設協会推薦	
原田恵悦	町内会連合会推薦	
鶴間恵美子	ふくしま女性の会推薦	
丁子谷雅男	社会福祉協議会推薦	
中塚徹朗	学識経験者	会長
佐々木幸夫	学識経験者	
山口宏	学識経験者	
山名連	公募	
金澤富士子	公募	
鳴海恵理子	公募	

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

5. 計画策定における議会及び審議会の審議状況について

日 程	対 象	内 容
R4.9.1	管理職会議	○第6次福島町総合計画の策定について ・計画の概要、スケジュール
R5.4.19	—	・令和5年度 策定員会及び作業部会委員の選出・決定
R5.4.28	策定委員会	○福島町総合計画策定委員会 ・第6次福島町総合計画基本構想素案について ・各種計画における総合計画との整合性について
R5.5.25	審 議 会	○総合計画審議会（第6次福島町総合計画（案）の諮問について） ・第6次福島町総合計画基本構想（案）について ・今後のスケジュールについて
R5.6.6	議 会	○第6次福島町総合計画策定調査特別委員会 ・第6次福島町総合計画基本構想（案） ・実施計画登載事業の基準見直しについて ・福島町総合計画の策定と運用に関する条例の一部改正について
R5.7.3	策定委員会	○福島町総合計画策定委員会 ・第6次福島町総合計画 基本計画素案について ・第6次福島町総合計画実施計画の入力作業について
R5.7.3	作業部会	○令和5年度第1回作業部会 ・第6次福島町総合計画基本構想案について ・第6次福島町総合計画基本計画素案について ・第6次福島町総合計画実施計画の入力作業について
R5.8.29	審 議 会	○総合計画審議会（第6次福島町総合計画（案）の諮問について） ・第6次福島町総合計画基本構想（案）の見直しについて ・第6次福島町総合計画基本計画（案）について ・町長公約の反映状況について ・実施計画登載事業の基準見直しについて

日 程	対 象	内 容
		<ul style="list-style-type: none"> ・福島町総合計画の策定と運用に関する条例の一部改正について ・今後のスケジュールについて
R5.10.4	議 会	<ul style="list-style-type: none"> ○第6次福島町総合計画策定調査特別委員会 ・第5次福島町総合計画基本計画施策評価（令和4年度実績）について ・第6次福島町総合計画基本計画（案） ・実施計画登載事業の基準見直しについて ・福島町総合計画の策定と運用に関する条例の一部改正について
R5.10.13	議 会	<ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度定例会 10月会議 ・福島町総合計画の策定と運用に関する条例の一部を改正する条例（可決）
R5.11.6	議 会	<ul style="list-style-type: none"> ○第6次福島町総合計画策定調査特別委員会 ・目標とする指標の数値及び設定の考え方の見直しについて ・第5次福島町総合計画実施計画（後期実施計画）の実績について ・第6次福島町総合計画実施計画（前期実施計画）（案）について ・第6次福島町総合計画前期実施計画の財政見通しについて
R5.11.27	議 会	<ul style="list-style-type: none"> ○第6次福島町総合計画策定調査特別委員会 ・第6次福島町総合計画基本構想、基本計画、実施計画（前期実施計画）（案）について
R5.11.30	審 議 会	<ul style="list-style-type: none"> ○総合計画審議会（第6次福島町総合計画（案）の諮問について） ・第6次福島町総合計画基本構想、基本計画、実施計画（前期実施計画）（案）について ・今後のスケジュールについて
12月上旬	策定委員会	基本計画(案)、実施計画(案)の決定
12月中旬 ～ 令和6年 1月中旬	町 民 参 画	パブリックコメント（約1ヶ月）

日 程	対 象	内 容
令和 6 年 1 月下旬	策定委員会 作業部会	パブリックコメント意見等の確認
令和 6 年 2 月上旬	審 議 会	第 6 次福島町総合計画最終案の審議・答申
令和 6 年 2 月中旬	議 会	定例会 2 月会議に上程

6. 用語の解説

【ア行】

■ IoT (アイオーティー)

Internet of Things の略で、日本語では「モノのインターネット」と訳される情報通信技術の概念を指す。膨大な量の情報を共有するクラウド技術やビッグデータ技術、AI（人工知能）などの登場により、従来の人間同士のコミュニケーションだけでなく、あらゆる“モノ”に高度な通信機能が組み込まれ、インターネットで相互に情報伝達できるようになることを意味する。社会インフラや産業、ビジネスの仕組みを大きく変え、「第四次産業革命」を促す新技術とも言われている。

■ ICT (アイシーティー)

Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

■ I ターン (アイターン)

大都市圏の居住者が地方に移住する動きのこと。I ターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

■ アフターコロナ

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の大流行が終息した後の社会や経済、生活様式などを指す言葉。2023年5月8日に、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行したこと、日本もようやく「ウィズコロナ」から「アフターコロナ」に転換しつつあるといえる。

■ インフラ

社会基盤のことをいう。土台または下部構造がもとの意。経済用語としては、経済発展の基盤となる港湾、水路、鉄道、自動車道路、空港、通信施設などの交通・通信施設から、発電所などの動力・エネルギー施設、上下水道・灌漑（かんがい）・排水施設、生活関連の学校、病院、公園、公営住宅、社会福祉施設なども含めることがあり、これは社会資本と同義である。

■ ウィズコロナ

新型コロナウイルス感染対策と社会経済活動の両立を図る政策。新型コロナウイルスの流行により、人々の暮らし方や価値観、他者との交流、また企業での対応などに大きな変化をもたらすと予想されたことで、「ウィズコロナ」という言葉はメディアなどで盛んに用いられ、流行語ともなり議論されるようになった。

■ AI (エーアイ)

人間が持っている認識や推論などの能力をコンピューターでも可能にするための技術の総称。人工知能とも呼ぶ。

■ SNS (エスエヌエス)

Social Networking Service の略。人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。

【力行】

■関係人口

交流人口や移住者ではなく、以前住んでいた、イベントなどに担い手として関わった、ふるさと納税制度により寄付をしたなど、さまざまな形でその地域とのつながりがある人のこと。

■グローバル化

政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

■合計特殊出生率

女性が出産可能とされる 15 歳から 49 歳までに産む子どもの人数の平均（女性 1 人あたり）を示す数値。

■交流人口

その地域を訪れる人の数。通勤・通学者や観光客などをいう。

【サ行】

■再生可能エネルギー

自然界に存在するエネルギーのうち、再生可能であるもののこと。太陽光発電、風力発電、水力発電、バイオマス発電、地熱発電などが再生可能エネルギーの代表的なもの。再生可能エネルギーは、化石燃料などと比較して、地球環境に対する負荷が少なく、温室効果ガスの排出量を抑えることができる。

■サテライトオフィス

企業の本社や主要拠点から離れた場所に設置されるオフィスのこと。本社を中心にして、衛星（＝サテライト）のように配置されることから生まれた言葉。

■サプライチェーン

製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れのこと。サプライチェーン（Supply Chain）は、日本語では「供給連鎖」といわれている。

■新型コロナウイルス感染症

令和元（2019）年 12 月に中国での集団感染が起きて初めて発見された、新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）により引き起こされる感染症。

■スポーツ・レクリエーション

スポーツを手段として活用することで心を元気にするとともに、スポーツを通じた健康増進効果をねらうものである。また、レクリエーションとは、人々のやる気や意欲、心の元気を高めることである。スポーツ・レクリエーションは、立場を超えて楽しめるというスポーツの良い面を残しつつ、参加者同士の「交流」に着目をおいたプログラムのこと。

■ゼロカーボン

温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにすること。

■Society 5.0（ソサイティ 5.0）

これまでの情報社会（Society 4.0）では知識や情報が共有されず分野横断的な連携が不十分であったり、人が行う能力に限界があるため必要な情報を見つけて分析する作業が負担であつ

たり、年齢や障がいなどによる労働や行動範囲に制約があった。情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会として、AI（人口知能）も利用しながらサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、これまでの課題や困難を克服し、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな社会が「Society 5.0」と呼ばれる。

【夕行】

■地域コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。コミュニティという総称には、市町村などの地方自治体、地域を越えて連携した非営利組織などの集団、インターネット上で連絡を取り合う集団なども含まれる。そこで、地域社会の現地住民が集団の構成要素であるコミュニティを、特に地域コミュニティと定義し、行政、地域を越えた連携と連絡を基盤としたその他のコミュニティと区別する。

■DX（デジタルトランスフォーメーション）

Digital Transformation の略。日本語では「デジタル変革」とも訳される。デジタル技術を使って、人手のかかっていたサービスを自動化したり作業を効率化したりするのが「デジタル化」だとすると、DXはデジタル技術やデータを駆使して作業の一部にとどまらず社会や暮らし全体がより便利になるよう大胆に変革していく取組を指す。

■テレワーク

「tele（離れた）」と「work（仕事）」を合わせた造語。ICT（情報通信技術）を利用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を指す。ワークライフバランス（仕事と生活の調和）を実現する方法として近年注目されている。労働力確保や地域の活性化にも寄与するとして政府が推進している。

【ハ行】

■バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていくうえで、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは建物内の段差の解消などの物理的障壁の除去、また、より広く、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去しようという考え方。

【マ行】

■マイナンバーカード

個人番号（マイナンバー）・氏名・顔写真などが表示され、様々なサービスで利用できるICカード。

【ヤ行】

■U ターン（ユーターン）

大都市圏の居住者が地方に移住する動きのこと。U ターンは出身地に戻る形態を指す。

■U・I・J ターン（ユーアイジェイターン）

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。U ターンは出身地に戻る形態、J ターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、I ターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

■ユニバーサルデザイン

障がい・年齢・性別・国籍などにかかわりなく、誰もが等しく使いやすいように、安全で便利な都市や建物、製品や道具を実現しようとする考え方。

【ラ行】

■ライフステージ

人の一生における加齢に伴う変化を、いくつかの段階に区切って考える場合のそれぞれの段階のことで、成長段階（幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期）や節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職、他）などによって区分される。

【ワ行】

■ワークライフバランス

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。企業はこの実現のために、フレックスタイム、育児・介護のための時短、在宅勤務、テレワーク等を導入している。

■Wi-Fi（ワイファイ）

無線 LAN 製品の互換性を検証する Wi-Fi Alliance という業界団体によって付けられたブランド名のこと。